

関原発第551号  
令和4年 2月22日

原子力規制委員会 殿

住 所 大阪市北区中之島3丁目6番16号  
申請者名 関西電力株式会社  
代表者氏名 執行役社長 森本 孝

美浜発電所1号発電用原子炉施設廃止措置計画変更認可申請書の  
補正について

令和3年7月29日付け関原発第278号をもちまして申請いたしました美浜発電所1号発電用原子炉施設廃止措置計画変更認可申請書について、下記のとおり補正いたします。

#### 記

美浜発電所1号発電用原子炉施設廃止措置計画変更認可申請書の本文及び添付書類を、別添の美浜発電所1号発電用原子炉施設廃止措置計画変更認可申請書（令和3年7月29日 関原発第278号）の補正前後比較表の補正後欄のとおり一部補正する（ただし、変更箇所を示す記載は含まない）。

以上

別添

美浜発電所1号発電用原子炉施設廃止措置計画変更認可申請書

(令和3年7月29日 関原発第278号)の補正前後比較表

美浜発電所1号発電用原子炉施設廃止措置計画変更認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由
21	五 3. 廃止措置の 実施区分	<p>五 廃止措置対象施設のうち解体の対象となる施設及びその解体の方法</p> <p>3. 廃止措置の実施区分</p> <p>廃止措置は、廃止措置期間全体を4段階（解体準備期間、原子炉周辺設備解体撤去期間、原子炉領域解体撤去期間及び建屋等解体撤去期間）に区分し、安全性を確保しつつ次の段階へ進むための準備をしながら着実に進める。廃止措置の実施区分を第5-2表に、廃止措置期間全体にわたる主な解体撤去等の手順を第5-2図に示す。</p> <p>(以下略)</p>	<p>五 廃止措置対象施設のうち解体の対象となる施設及びその解体の方法</p> <p>3. 廃止措置の実施区分</p> <p>廃止措置は、廃止措置期間全体を4段階（解体準備期間、原子炉周辺設備解体撤去期間、原子炉領域解体撤去期間及び建屋等解体撤去期間）に区分し、安全性を確保しつつ次の段階へ進むための準備をしながら着実に進める。廃止措置の実施区分を第5-2表に、廃止措置期間全体にわたる主な解体撤去等の手順を第5-2図、<u>解体対象施設の解体撤去手順を第5-3図</u>に示す。</p> <p>(以下略)</p>	<p>・第2段階以降の廃止措置計画の具体化に伴う変更</p>

注) 下線は補正箇所を示すものであり、補正事項に含まない。

美浜発電所1号発電用原子炉施設廃止措置計画変更認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由
23  24	五  第2段階に 行う解体の 方法	<p>5. 第2段階に行う解体の方法</p> <p>第2段階は、原子炉周辺設備の解体撤去に着手するとともに、第1段階に引き続き、安全貯蔵、2次系設備の解体撤去及び核燃料物質の搬出を行う。</p> <p>(1) 原子炉周辺設備の解体撤去</p> <p>原子炉周辺設備の解体撤去は、第1段階に実施する残存放射能調査の結果、2次系設備の解体撤去の経験等を踏まえ、放射線業務従事者の被ばく低減、解体撤去作業の施工性、労働災害防止等の観点から熱的切断又は機械的切断を選定するなど、合理的な手順及び工法を策定し実施する。また、第2段階では、第3段階に実施する「原子炉領域の解体撤去」の準備として、原子炉領域の残存放射能調査結果、原子炉周辺設備の解体撤去の経験等を踏まえた原子炉領域の解体撤去の手順及び工法並びに原子炉領域の解体撤去により発生する放射性廃棄物の処理及び管理方法の検討を行う。</p> <p><u>原子炉周辺設備を解体撤去した後の区域の一部については、解体撤去物の保管を行うエリア（以下「保管エリア」という。）又は除染等を行うエリアとして利用する。解体撤去に伴い発生する金属等の解体撤去物は、放射性廃棄物でない廃棄物（以下「NR」という。）として処理するか、保管エリアに保管した後、必要に応じて除染等を実施し、放射性物質として扱う必要のないもの（以下「CL」という。）として処理する。NR又はCLとして処理できない金属等の解体撤去物は、放射性固体廃棄物として処理する。</u></p>	<p>5. 第2段階に行う解体の方法</p> <p>第2段階は、原子炉周辺設備の解体撤去に着手するとともに、第1段階に引き続き、安全貯蔵、2次系設備の解体撤去及び核燃料物質の搬出を行う。</p> <p>(1) 原子炉周辺設備の解体撤去</p> <p>原子炉周辺設備の解体撤去は、第1段階に実施する残存放射能調査の結果、2次系設備の解体撤去の経験等を踏まえ、<u>周辺公衆及び放射線業務従事者の被ばく低減、解体撤去作業の施工性、労働災害防止等の観点から熱的切断又は機械的切断を選定するなど、合理的な手順及び工法を策定し実施する。また、第2段階では、第3段階に実施する「原子炉領域の解体撤去」の準備として、原子炉領域の残存放射能調査結果、原子炉周辺設備の解体撤去の経験等を踏まえた原子炉領域の解体撤去の手順及び工法並びに原子炉領域の解体撤去により発生する放射性廃棄物の処理及び管理方法の検討を行う。</u></p> <p><u>原子炉周辺設備の解体撤去は、解体撤去物のうち、クリアランス（以下「CL」という。）物として処理するか、放射性固体廃棄物とするかを判断する前段階のもの（以下「解体保管物」という。）を保管するエリア（以下「保管エリア」という。）及び解体撤去物の除染等を行うエリア（以下、保管エリアと併せて「保管エリア等」という。）を確保するために、原子炉補助建屋内の保管エリア等の設置予定場所の設備を先行して解体撤去し、解体撤去した後</u> <u>に保管エリア等として利用する。保管エリア等を確保した後、そ</u></p>	<p>・第2段階以降の廃止措置計画の具体化に伴う変更</p> <p>・第2段階以降の廃止措置計画の具体化に伴う変更</p>

注) 下線は補正箇所を示すものであり、補正事項に含まない。

美浜発電所1号発電用原子炉施設廃止措置計画変更認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由
25		<p>解体撤去に当たっては、性能維持施設に影響を与えないことを確認するとともに、次の安全確保対策を講じる。</p> <p>a. 汚染拡大防止措置</p> <p>b. 被ばく低減措置</p> <p>c. 火災、爆発等の事故原因の除去等に関する安全対策</p> <p>d. 事故発生時の事故拡大防止等の応急処置</p> <p>原子炉周辺設備の解体撤去に係る着手要件及び完了要件を第5-4表に示す。</p> <p>(2) 安全貯蔵</p> <p>第1段階に引き続き、安全貯蔵を実施する。</p> <p>安全貯蔵に係る着手要件及び完了要件を第5-4表に示す。</p> <p>(3) 2次系設備の解体撤去</p> <p>第1段階に引き続き、安全確保上必要な機能に影響を与えない</p>	<p><u>他の原子炉補助建屋内設備及び原子炉格納容器内設備の解体撤去を、各設備の維持期間等に応じて進める。解体保管物は、必要に応じて除染等を行うことにより、可能な限りCL物として保管エリアから搬出していく。</u></p> <p><u>解体撤去作業は、解体時に追加的な汚染が付着しないよう、解体撤去範囲に放射性廃棄物でない廃棄物（以下「NR」という。）と判断できる設備がある場合は、NRを先行して解体撤去し、その後、第1段階に実施した残存放射能調査結果による放射能レベル区分に基づき、CL物、放射性固体廃棄物の順に、放射能レベルの低いものから解体撤去することを基本とする。</u></p> <p>解体撤去に当たっては、性能維持施設に影響を与えないことを確認するとともに、次の安全確保対策を講じる。</p> <p>a. 汚染拡大防止措置</p> <p>b. 被ばく低減措置</p> <p>c. 火災、爆発等の事故原因の除去等に関する安全対策</p> <p>d. 事故発生時の事故拡大防止等の応急処置</p> <p>原子炉周辺設備の解体撤去に係る着手要件及び完了要件を第5-4表に示す。</p> <p>(2) 安全貯蔵</p> <p>第1段階に引き続き、安全貯蔵を実施する。</p> <p>安全貯蔵に係る着手要件及び完了要件を第5-4表に示す。</p> <p>(3) 2次系設備の解体撤去</p> <p>第1段階に引き続き、安全確保上必要な機能に影響を与えない</p>	<p>・第2段階以降の廃止措置計画の具体化に伴う変更</p>

注) 下線は補正箇所を示すものであり、補正事項に含まない。

美浜発電所1号発電用原子炉施設廃止措置計画変更認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由
		<p>範囲で、2次系設備の解体撤去を実施する。</p> <p>2次系設備の解体撤去に係る着手要件及び完了要件を第5-4表に示す。</p> <p>(4) 核燃料物質の搬出</p> <p>第1段階に引き続き、新燃料を解体対象施設から搬出する。また、核燃料物質貯蔵施設に貯蔵している使用済燃料を解体対象施設から搬出する。</p> <p>核燃料物質の搬出に係る着手要件及び完了要件を第5-4表に示す。</p>	<p>範囲で、2次系設備の解体撤去を実施する。</p> <p><u>2次系設備の解体撤去は、タービン建屋を解体撤去する際に支障となる発電機等の大型機器から解体撤去する。その他の設備は、維持期間に応じて適宜解体撤去を行う。</u></p> <p>2次系設備の解体撤去に係る着手要件及び完了要件を第5-4表に示す。</p> <p>(4) 核燃料物質の搬出</p> <p>第1段階に引き続き、新燃料を解体対象施設から搬出する。また、核燃料物質貯蔵施設に貯蔵している使用済燃料を解体対象施設から搬出する。</p> <p>核燃料物質の搬出に係る着手要件及び完了要件を第5-4表に示す。</p>	<p>・第2段階以降の廃止措置計画の具体化に伴う変更</p>

注) 下線は補正箇所を示すものであり、補正事項に含まない。



美浜発電所1号発電用原子炉施設廃止措置計画変更認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由
		<p>(3) 2次系設備の解体撤去</p> <p>第1段階、第2段階に引き続き2次系設備の解体撤去を行う。</p> <p>2次系設備の解体撤去に係る着手要件及び完了要件を第5-5表に示す。</p>	<p>(3) 2次系設備の解体撤去</p> <p>第1段階、第2段階に引き続き、<u>タービン建屋等の</u>2次系設備の解体撤去を行う。</p> <p>2次系設備の解体撤去に係る着手要件及び完了要件を第5-5表に示す。</p>	<p>・第2段階以降の廃止措置計画の具体化に伴う変更</p>

注) 下線は補正箇所を示すものであり、補正事項に含まない。

美浜発電所1号発電用原子炉施設廃止措置計画変更認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由
27	五 7. 第4段階に 行う解体の 方法	<p>7. 第4段階に行う解体の方法</p> <p>解体対象施設内の設備を解体撤去した後、建屋内の汚染状況を確認し、必要に応じてはつり等の方法で建屋内の除染を行う。</p> <p>建屋内に汚染が残っていないことを確認したうえで管理区域を解除し、原子炉格納容器、原子炉補助建屋等を解体する。</p> <p>建屋等の解体撤去に係る着手要件及び完了要件を第5-6表に示す。</p> <p>核燃料物質の譲渡し、核燃料物質による汚染の除去及び核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄を終了した後、廃止措置を終了する。</p>	<p>7. 第4段階に行う解体の方法</p> <p>解体対象施設内の設備を解体撤去した後、建屋内の汚染状況を確認し、必要に応じてはつり等の方法で建屋内の除染を行う。</p> <p>建屋内に汚染が残っていないことを確認したうえで管理区域を解除し、原子炉格納容器、原子炉補助建屋等を解体<u>撤去</u>する。</p> <p>建屋等の解体撤去に係る着手要件及び完了要件を第5-6表に示す。</p> <p>核燃料物質の譲渡し、核燃料物質による汚染の除去及び核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄を終了した後、廃止措置を終了する。</p>	<p>・記載の適正化（用語の統一）</p>

注) 下線は補正箇所を示すものであり、補正事項に含まない。

美浜発電所1号発電用原子炉施設廃止措置計画変更認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由																								
35	五 第5-4表 第2段階に 実施する工 事等に係る 着手要件及 び完了要件 (1/2)	<p style="text-align: center;">第5-4表 第2段階に実施する工事等に係る着手要件及び完了要件 (1/2)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>件名</th> <th>場所</th> <th>着手要件</th> <th>解体の概要及び方法</th> <th>安全管理上の措置</th> <th>完了要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉周辺設備の解体撤去</td> <td>原子炉格納容器及び原子炉補助建屋</td> <td>残存放射能調査が終了していること。 対象設備の供用を終了していること。</td> <td>解体の概要及び方法 ・性能維持施設に影響を与えないことを確認するとともに汚染拡大防止措置、被ばく低減措置等の安全確保対策を講じて解体撤去を行う。 ・原子炉周辺設備を解体撤去した後の区域の一部について、保管エリア又は除染等を行うエリアとして利用する。</td> <td>安全管理上の措置 ・性能維持施設及び3号炉の保安のために必要な原子炉周辺設備の解体撤去が完了すること。 (第3段階)</td> <td>完了要件 ・原子炉周辺設備の解体撤去が完了すること。 (第3段階)</td> </tr> </tbody> </table>	件名	場所	着手要件	解体の概要及び方法	安全管理上の措置	完了要件	原子炉周辺設備の解体撤去	原子炉格納容器及び原子炉補助建屋	残存放射能調査が終了していること。 対象設備の供用を終了していること。	解体の概要及び方法 ・性能維持施設に影響を与えないことを確認するとともに汚染拡大防止措置、被ばく低減措置等の安全確保対策を講じて解体撤去を行う。 ・原子炉周辺設備を解体撤去した後の区域の一部について、保管エリア又は除染等を行うエリアとして利用する。	安全管理上の措置 ・性能維持施設及び3号炉の保安のために必要な原子炉周辺設備の解体撤去が完了すること。 (第3段階)	完了要件 ・原子炉周辺設備の解体撤去が完了すること。 (第3段階)	<p style="text-align: center;">第5-4表 第2段階に実施する工事等に係る着手要件及び完了要件 (1/2)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>件名</th> <th>場所</th> <th>着手要件</th> <th>解体の概要及び方法</th> <th>安全管理上の措置</th> <th>完了要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉周辺設備の解体撤去</td> <td>原子炉格納容器及び原子炉補助建屋</td> <td>残存放射能調査が終了していること。 対象設備の供用を終了していること。</td> <td>解体の概要及び方法 ・性能維持施設に影響を与えないことを確認するとともに、汚染拡大防止措置、被ばく低減措置等の安全確保対策を講じて解体撤去を行う。 ・原子炉周辺設備を解体撤去した後の区域の一部については、保管エリア等として利用する。 ・解体撤去作業は、解体時に追加的な放射能調査を行い、放射能レベルの低いものから解体撤去することを基本とする。 ・解体工法については、解体機器に応じて、周辺公衆の被ばく低減、労働災害防止等の観点から、基本的にはバンドソー等を用いた機軸的切断により実施する。ただし、放射線業務指針事案の被ばく低減、労働災害防止等の観点から、作業性向上及び作業時間短縮を図るため、タンク類、大口径配管等の大型機器の解体においては、プラズマ溶断等の熱的切断により実施する。低減量のコンクリートの解体においては、ブレーカ、破砕機等を用いたものが有効である。 ・運転中に発生した高濃度の放射性物質は、使用中の解体装置を用いて、本中での機軸的切断を連備操作で実施する。</td> <td>安全管理上の措置 ・性能維持施設及び3号炉の保安のために必要な施設(可搬型重大事故等対策施設(可搬型重大事故等対策施設及びアクセルームを含む。))の機能に影響を及ぼさないことを確認したうえで、汚染拡大防止措置、被ばく低減措置等の安全確保対策を講じて解体撤去を行う。 ・工事によって発生する放射性物質に対しては、汚染状況を踏まえ、汚染拡大防止措置(気体状汚染拡大防止用、局所フィルター、局所排風機の設置等/液体状:区画の設置、壁の設置等)を講じる。 ・外部被ばく低減のため、作業環境を踏まえ、高濃度作業が早い場合は、放射線遮蔽、遠隔化の導入及び立入制限を行う。内部被ばく防止のため、作業環境を踏まえ、汚染レベルが高い場合は、適切な防護具を用いる。また、作業当量等及び汚染レベルを考慮し、必要に応じて除染を行う。 ・換気空調等の必要な機能が損なわれまいようにする。 ・火気使用作業前には、周辺に可燃物が無いことを確認し、防火シート等を用いて養生を行う。 ・事故発生時には、事故拡大防止等の応急措置を講じるとともに、早期の復旧に努める。</td> <td>完了要件 ・原子炉周辺設備の解体撤去が完了すること。 (第3段階)</td> </tr> </tbody> </table>	件名	場所	着手要件	解体の概要及び方法	安全管理上の措置	完了要件	原子炉周辺設備の解体撤去	原子炉格納容器及び原子炉補助建屋	残存放射能調査が終了していること。 対象設備の供用を終了していること。	解体の概要及び方法 ・性能維持施設に影響を与えないことを確認するとともに、汚染拡大防止措置、被ばく低減措置等の安全確保対策を講じて解体撤去を行う。 ・原子炉周辺設備を解体撤去した後の区域の一部については、保管エリア等として利用する。 ・解体撤去作業は、解体時に追加的な放射能調査を行い、放射能レベルの低いものから解体撤去することを基本とする。 ・解体工法については、解体機器に応じて、周辺公衆の被ばく低減、労働災害防止等の観点から、基本的にはバンドソー等を用いた機軸的切断により実施する。ただし、放射線業務指針事案の被ばく低減、労働災害防止等の観点から、作業性向上及び作業時間短縮を図るため、タンク類、大口径配管等の大型機器の解体においては、プラズマ溶断等の熱的切断により実施する。低減量のコンクリートの解体においては、ブレーカ、破砕機等を用いたものが有効である。 ・運転中に発生した高濃度の放射性物質は、使用中の解体装置を用いて、本中での機軸的切断を連備操作で実施する。	安全管理上の措置 ・性能維持施設及び3号炉の保安のために必要な施設(可搬型重大事故等対策施設(可搬型重大事故等対策施設及びアクセルームを含む。))の機能に影響を及ぼさないことを確認したうえで、汚染拡大防止措置、被ばく低減措置等の安全確保対策を講じて解体撤去を行う。 ・工事によって発生する放射性物質に対しては、汚染状況を踏まえ、汚染拡大防止措置(気体状汚染拡大防止用、局所フィルター、局所排風機の設置等/液体状:区画の設置、壁の設置等)を講じる。 ・外部被ばく低減のため、作業環境を踏まえ、高濃度作業が早い場合は、放射線遮蔽、遠隔化の導入及び立入制限を行う。内部被ばく防止のため、作業環境を踏まえ、汚染レベルが高い場合は、適切な防護具を用いる。また、作業当量等及び汚染レベルを考慮し、必要に応じて除染を行う。 ・換気空調等の必要な機能が損なわれまいようにする。 ・火気使用作業前には、周辺に可燃物が無いことを確認し、防火シート等を用いて養生を行う。 ・事故発生時には、事故拡大防止等の応急措置を講じるとともに、早期の復旧に努める。	完了要件 ・原子炉周辺設備の解体撤去が完了すること。 (第3段階)	理由
件名	場所	着手要件	解体の概要及び方法	安全管理上の措置	完了要件																							
原子炉周辺設備の解体撤去	原子炉格納容器及び原子炉補助建屋	残存放射能調査が終了していること。 対象設備の供用を終了していること。	解体の概要及び方法 ・性能維持施設に影響を与えないことを確認するとともに汚染拡大防止措置、被ばく低減措置等の安全確保対策を講じて解体撤去を行う。 ・原子炉周辺設備を解体撤去した後の区域の一部について、保管エリア又は除染等を行うエリアとして利用する。	安全管理上の措置 ・性能維持施設及び3号炉の保安のために必要な原子炉周辺設備の解体撤去が完了すること。 (第3段階)	完了要件 ・原子炉周辺設備の解体撤去が完了すること。 (第3段階)																							
件名	場所	着手要件	解体の概要及び方法	安全管理上の措置	完了要件																							
原子炉周辺設備の解体撤去	原子炉格納容器及び原子炉補助建屋	残存放射能調査が終了していること。 対象設備の供用を終了していること。	解体の概要及び方法 ・性能維持施設に影響を与えないことを確認するとともに、汚染拡大防止措置、被ばく低減措置等の安全確保対策を講じて解体撤去を行う。 ・原子炉周辺設備を解体撤去した後の区域の一部については、保管エリア等として利用する。 ・解体撤去作業は、解体時に追加的な放射能調査を行い、放射能レベルの低いものから解体撤去することを基本とする。 ・解体工法については、解体機器に応じて、周辺公衆の被ばく低減、労働災害防止等の観点から、基本的にはバンドソー等を用いた機軸的切断により実施する。ただし、放射線業務指針事案の被ばく低減、労働災害防止等の観点から、作業性向上及び作業時間短縮を図るため、タンク類、大口径配管等の大型機器の解体においては、プラズマ溶断等の熱的切断により実施する。低減量のコンクリートの解体においては、ブレーカ、破砕機等を用いたものが有効である。 ・運転中に発生した高濃度の放射性物質は、使用中の解体装置を用いて、本中での機軸的切断を連備操作で実施する。	安全管理上の措置 ・性能維持施設及び3号炉の保安のために必要な施設(可搬型重大事故等対策施設(可搬型重大事故等対策施設及びアクセルームを含む。))の機能に影響を及ぼさないことを確認したうえで、汚染拡大防止措置、被ばく低減措置等の安全確保対策を講じて解体撤去を行う。 ・工事によって発生する放射性物質に対しては、汚染状況を踏まえ、汚染拡大防止措置(気体状汚染拡大防止用、局所フィルター、局所排風機の設置等/液体状:区画の設置、壁の設置等)を講じる。 ・外部被ばく低減のため、作業環境を踏まえ、高濃度作業が早い場合は、放射線遮蔽、遠隔化の導入及び立入制限を行う。内部被ばく防止のため、作業環境を踏まえ、汚染レベルが高い場合は、適切な防護具を用いる。また、作業当量等及び汚染レベルを考慮し、必要に応じて除染を行う。 ・換気空調等の必要な機能が損なわれまいようにする。 ・火気使用作業前には、周辺に可燃物が無いことを確認し、防火シート等を用いて養生を行う。 ・事故発生時には、事故拡大防止等の応急措置を講じるとともに、早期の復旧に努める。	完了要件 ・原子炉周辺設備の解体撤去が完了すること。 (第3段階)																							

注) 下線は補正箇所を示すものであり、補正事項に含まない。

・第2段階以降の廃止措置計画の具体化に伴う変更

美浜発電所1号発電用原子炉施設廃止措置計画変更認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由																																																								
36	五 第5-4表 第2段階に 実施する工 事等に係る 着手要件及 び完了要件 (2/2)	<p>第5-4表 第2段階に実施する工事等に係る着手要件及び完了要件 (2/2)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>件名</th> <th>場所</th> <th>場所</th> <th>着手要件</th> <th>概要</th> <th>安全管理上の措置</th> <th>完了要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>安全貯蔵 の解体搬出</td> <td>原子炉格納容器</td> <td>原子炉格納容器</td> <td>廃止措置段階にあること</td> <td>原子炉領域及び1次冷却設備に残存する放射能の時間的減衰を図るため、系統断絶し、安全貯蔵範囲を識別するための措置を講じたうえで、原子炉領域の解体搬去に着手するまで管理する。</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>原子炉領域を解体・切断することのないよう、安全貯蔵範囲を識別するための措置を講じ、高放射線量の区域には立入制限措置を講じる。</li> <li>必要に応じて周所排風機の設置、粉じん等の抑塵防止措置を講じる。周辺に可燃物が無いことを確認し、防火シート等を用いて養生を行う。</li> </ul> </td> <td>原子炉領域の解体搬出が完了すること。 (第2段階)</td> </tr> <tr> <td>2次系設備の解体搬出</td> <td>タービン棟屋及び棟屋外</td> <td>タービン棟屋及び棟屋外</td> <td>廃止措置段階にあること</td> <td>2次系設備を解体搬去する。工具等を用いた分解・取外し、熱的切断、機械的切断等の工法により、気中での切断・塵埃を抑制し、タービン棟屋を解体搬去する際に支障となる発電機等の大型機器の解体搬去する。その際の設備は、確かな閉鎖に代えて適宜解体搬去を行う。</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>必要に応じて作業区画、機材等について、養生等の汚染防止措置を講じる。</li> <li>燃料の貯蔵及び取扱いは、臨界防止、冷却等の機能を有する設備を使用する。</li> <li>燃料取扱時は臨界防止の観点から、燃料取扱装置を使用して燃料集合体を1体ずつ取り扱う。</li> </ul> </td> <td>2次系設備の解体搬出が完了すること。 (第3段階)</td> </tr> <tr> <td>核燃料物質の解体搬出</td> <td>原子炉補助建屋</td> <td>原子炉補助建屋</td> <td>廃止措置段階にあること</td> <td>解体対象施設外へ燃料集合体を搬出する。</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>必要に応じて作業区画、機材等について、養生等の汚染防止措置を講じる。</li> <li>燃料の貯蔵及び取扱いは、臨界防止、冷却等の機能を有する設備を使用する。</li> <li>燃料取扱時は臨界防止の観点から、燃料取扱装置を使用して燃料集合体を1体ずつ取り扱う。</li> </ul> </td> <td>解体対象施設内の燃料集合体の搬出が完了すること。 (第2段階)</td> </tr> </tbody> </table>	件名	場所	場所	着手要件	概要	安全管理上の措置	完了要件	安全貯蔵 の解体搬出	原子炉格納容器	原子炉格納容器	廃止措置段階にあること	原子炉領域及び1次冷却設備に残存する放射能の時間的減衰を図るため、系統断絶し、安全貯蔵範囲を識別するための措置を講じたうえで、原子炉領域の解体搬去に着手するまで管理する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>原子炉領域を解体・切断することのないよう、安全貯蔵範囲を識別するための措置を講じ、高放射線量の区域には立入制限措置を講じる。</li> <li>必要に応じて周所排風機の設置、粉じん等の抑塵防止措置を講じる。周辺に可燃物が無いことを確認し、防火シート等を用いて養生を行う。</li> </ul>	原子炉領域の解体搬出が完了すること。 (第2段階)	2次系設備の解体搬出	タービン棟屋及び棟屋外	タービン棟屋及び棟屋外	廃止措置段階にあること	2次系設備を解体搬去する。工具等を用いた分解・取外し、熱的切断、機械的切断等の工法により、気中での切断・塵埃を抑制し、タービン棟屋を解体搬去する際に支障となる発電機等の大型機器の解体搬去する。その際の設備は、確かな閉鎖に代えて適宜解体搬去を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>必要に応じて作業区画、機材等について、養生等の汚染防止措置を講じる。</li> <li>燃料の貯蔵及び取扱いは、臨界防止、冷却等の機能を有する設備を使用する。</li> <li>燃料取扱時は臨界防止の観点から、燃料取扱装置を使用して燃料集合体を1体ずつ取り扱う。</li> </ul>	2次系設備の解体搬出が完了すること。 (第3段階)	核燃料物質の解体搬出	原子炉補助建屋	原子炉補助建屋	廃止措置段階にあること	解体対象施設外へ燃料集合体を搬出する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>必要に応じて作業区画、機材等について、養生等の汚染防止措置を講じる。</li> <li>燃料の貯蔵及び取扱いは、臨界防止、冷却等の機能を有する設備を使用する。</li> <li>燃料取扱時は臨界防止の観点から、燃料取扱装置を使用して燃料集合体を1体ずつ取り扱う。</li> </ul>	解体対象施設内の燃料集合体の搬出が完了すること。 (第2段階)	<p>第5-4表 第2段階に実施する工事等に係る着手要件及び完了要件 (2/2)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>件名</th> <th>場所</th> <th>場所</th> <th>着手要件</th> <th>概要及び方法</th> <th>安全管理上の措置</th> <th>完了要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>安全貯蔵 の解体搬出</td> <td>原子炉格納容器</td> <td>原子炉格納容器</td> <td>廃止措置段階にあること</td> <td>原子炉領域及び1次冷却設備に残存する放射能の時間的減衰を図るため、系統断絶し、安全貯蔵範囲を識別するための措置を講じたうえで、原子炉領域の解体搬去に着手するまで管理する。</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>必要に応じて作業区画、機材等について、養生等の汚染防止措置を講じる。</li> <li>燃料の貯蔵及び取扱いは、臨界防止、冷却等の機能を有する設備を使用する。</li> <li>燃料取扱時は臨界防止の観点から、燃料取扱装置を使用して燃料集合体を1体ずつ取り扱う。</li> </ul> </td> <td>原子炉領域の解体搬出が完了すること。 (第2段階)</td> </tr> <tr> <td>2次系設備の解体搬出</td> <td>タービン棟屋及び棟屋外</td> <td>タービン棟屋及び棟屋外</td> <td>廃止措置段階にあること</td> <td>2次系設備を解体搬去する。工具等を用いた分解・取外し、熱的切断、機械的切断等の工法により、気中での切断・塵埃を抑制し、タービン棟屋を解体搬去する際に支障となる発電機等の大型機器の解体搬去する。その際の設備は、確かな閉鎖に代えて適宜解体搬去を行う。</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>必要に応じて周所排風機の設置、粉じん等の抑塵防止措置を講じる。周辺に可燃物が無いことを確認し、防火シート等を用いて養生を行う。</li> </ul> </td> <td>2次系設備の解体搬出が完了すること。 (第3段階)</td> </tr> <tr> <td>核燃料物質の解体搬出</td> <td>原子炉補助建屋</td> <td>原子炉補助建屋</td> <td>廃止措置段階にあること</td> <td>解体対象施設外へ燃料集合体を搬出する。</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>必要に応じて作業区画、機材等について、養生等の汚染防止措置を講じる。</li> <li>燃料の貯蔵及び取扱いは、臨界防止、冷却等の機能を有する設備を使用する。</li> <li>燃料取扱時は臨界防止の観点から、燃料取扱装置を使用して燃料集合体を1体ずつ取り扱う。</li> </ul> </td> <td>解体対象施設内の燃料集合体の搬出が完了すること。 (第2段階)</td> </tr> </tbody> </table>	件名	場所	場所	着手要件	概要及び方法	安全管理上の措置	完了要件	安全貯蔵 の解体搬出	原子炉格納容器	原子炉格納容器	廃止措置段階にあること	原子炉領域及び1次冷却設備に残存する放射能の時間的減衰を図るため、系統断絶し、安全貯蔵範囲を識別するための措置を講じたうえで、原子炉領域の解体搬去に着手するまで管理する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>必要に応じて作業区画、機材等について、養生等の汚染防止措置を講じる。</li> <li>燃料の貯蔵及び取扱いは、臨界防止、冷却等の機能を有する設備を使用する。</li> <li>燃料取扱時は臨界防止の観点から、燃料取扱装置を使用して燃料集合体を1体ずつ取り扱う。</li> </ul>	原子炉領域の解体搬出が完了すること。 (第2段階)	2次系設備の解体搬出	タービン棟屋及び棟屋外	タービン棟屋及び棟屋外	廃止措置段階にあること	2次系設備を解体搬去する。工具等を用いた分解・取外し、熱的切断、機械的切断等の工法により、気中での切断・塵埃を抑制し、タービン棟屋を解体搬去する際に支障となる発電機等の大型機器の解体搬去する。その際の設備は、確かな閉鎖に代えて適宜解体搬去を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>必要に応じて周所排風機の設置、粉じん等の抑塵防止措置を講じる。周辺に可燃物が無いことを確認し、防火シート等を用いて養生を行う。</li> </ul>	2次系設備の解体搬出が完了すること。 (第3段階)	核燃料物質の解体搬出	原子炉補助建屋	原子炉補助建屋	廃止措置段階にあること	解体対象施設外へ燃料集合体を搬出する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>必要に応じて作業区画、機材等について、養生等の汚染防止措置を講じる。</li> <li>燃料の貯蔵及び取扱いは、臨界防止、冷却等の機能を有する設備を使用する。</li> <li>燃料取扱時は臨界防止の観点から、燃料取扱装置を使用して燃料集合体を1体ずつ取り扱う。</li> </ul>	解体対象施設内の燃料集合体の搬出が完了すること。 (第2段階)	<ul style="list-style-type: none"> <li>第2段階以降の廃止措置計画の具体化に伴う変更</li> <li>記載の適正化</li> </ul>
件名	場所	場所	着手要件	概要	安全管理上の措置	完了要件																																																						
安全貯蔵 の解体搬出	原子炉格納容器	原子炉格納容器	廃止措置段階にあること	原子炉領域及び1次冷却設備に残存する放射能の時間的減衰を図るため、系統断絶し、安全貯蔵範囲を識別するための措置を講じたうえで、原子炉領域の解体搬去に着手するまで管理する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>原子炉領域を解体・切断することのないよう、安全貯蔵範囲を識別するための措置を講じ、高放射線量の区域には立入制限措置を講じる。</li> <li>必要に応じて周所排風機の設置、粉じん等の抑塵防止措置を講じる。周辺に可燃物が無いことを確認し、防火シート等を用いて養生を行う。</li> </ul>	原子炉領域の解体搬出が完了すること。 (第2段階)																																																						
2次系設備の解体搬出	タービン棟屋及び棟屋外	タービン棟屋及び棟屋外	廃止措置段階にあること	2次系設備を解体搬去する。工具等を用いた分解・取外し、熱的切断、機械的切断等の工法により、気中での切断・塵埃を抑制し、タービン棟屋を解体搬去する際に支障となる発電機等の大型機器の解体搬去する。その際の設備は、確かな閉鎖に代えて適宜解体搬去を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>必要に応じて作業区画、機材等について、養生等の汚染防止措置を講じる。</li> <li>燃料の貯蔵及び取扱いは、臨界防止、冷却等の機能を有する設備を使用する。</li> <li>燃料取扱時は臨界防止の観点から、燃料取扱装置を使用して燃料集合体を1体ずつ取り扱う。</li> </ul>	2次系設備の解体搬出が完了すること。 (第3段階)																																																						
核燃料物質の解体搬出	原子炉補助建屋	原子炉補助建屋	廃止措置段階にあること	解体対象施設外へ燃料集合体を搬出する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>必要に応じて作業区画、機材等について、養生等の汚染防止措置を講じる。</li> <li>燃料の貯蔵及び取扱いは、臨界防止、冷却等の機能を有する設備を使用する。</li> <li>燃料取扱時は臨界防止の観点から、燃料取扱装置を使用して燃料集合体を1体ずつ取り扱う。</li> </ul>	解体対象施設内の燃料集合体の搬出が完了すること。 (第2段階)																																																						
件名	場所	場所	着手要件	概要及び方法	安全管理上の措置	完了要件																																																						
安全貯蔵 の解体搬出	原子炉格納容器	原子炉格納容器	廃止措置段階にあること	原子炉領域及び1次冷却設備に残存する放射能の時間的減衰を図るため、系統断絶し、安全貯蔵範囲を識別するための措置を講じたうえで、原子炉領域の解体搬去に着手するまで管理する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>必要に応じて作業区画、機材等について、養生等の汚染防止措置を講じる。</li> <li>燃料の貯蔵及び取扱いは、臨界防止、冷却等の機能を有する設備を使用する。</li> <li>燃料取扱時は臨界防止の観点から、燃料取扱装置を使用して燃料集合体を1体ずつ取り扱う。</li> </ul>	原子炉領域の解体搬出が完了すること。 (第2段階)																																																						
2次系設備の解体搬出	タービン棟屋及び棟屋外	タービン棟屋及び棟屋外	廃止措置段階にあること	2次系設備を解体搬去する。工具等を用いた分解・取外し、熱的切断、機械的切断等の工法により、気中での切断・塵埃を抑制し、タービン棟屋を解体搬去する際に支障となる発電機等の大型機器の解体搬去する。その際の設備は、確かな閉鎖に代えて適宜解体搬去を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>必要に応じて周所排風機の設置、粉じん等の抑塵防止措置を講じる。周辺に可燃物が無いことを確認し、防火シート等を用いて養生を行う。</li> </ul>	2次系設備の解体搬出が完了すること。 (第3段階)																																																						
核燃料物質の解体搬出	原子炉補助建屋	原子炉補助建屋	廃止措置段階にあること	解体対象施設外へ燃料集合体を搬出する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>必要に応じて作業区画、機材等について、養生等の汚染防止措置を講じる。</li> <li>燃料の貯蔵及び取扱いは、臨界防止、冷却等の機能を有する設備を使用する。</li> <li>燃料取扱時は臨界防止の観点から、燃料取扱装置を使用して燃料集合体を1体ずつ取り扱う。</li> </ul>	解体対象施設内の燃料集合体の搬出が完了すること。 (第2段階)																																																						

注) 下線は補正箇所を示すものであり、補正事項に含まない。

美浜発電所1号発電用原子炉施設廃止措置計画変更認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由																								
37	五 第5-5表 第3段階に実施する工事等に係る着手要件及び完了要件 (1/3)	<p>第5-5表 第3段階に実施する工事等に係る着手要件及び完了要件 (1/3)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>件名</th> <th>場所</th> <th>着手要件</th> <th>解体の概要及び方法</th> <th>安全管理上の措置</th> <th>完了要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉領域の解体撤去</td> <td>原子炉格納容器</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>安全貯蔵が終了していること。</li> <li>核燃料物質の搬出が終了していること。</li> <li>原子炉領域の解体撤去準備が終了していること。</li> </ul> </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>原子炉本体のうち、支持構造物、原子炉容器及び原子炉容器周囲のコンクリート壁の解体撤去を行う。</li> </ul> </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>安全管理上の措置</li> <li>性能維持施設及び3号炉の保安のために必要な施設(可搬型重大事故等対応設備の保管場所及びアセスメントを含む。)の機能に影響を及ぼさないことを確認した上で、工事によって発生する放射性物質に対しては、汚染状況を踏まえ、汚染拡大防止措置(気体状、液状、汚染拡大防止用、局所フィルタ、局所排風機の設置等/液状、区画の設置、運の設置等)を講じる。</li> <li>外部被ばく低減のため、作業環境を踏まえ、放射線遮蔽、遠隔化の導入及び立入制限を行う。内部被ばく防止のため、作業環境を踏まえ、汚染レベルが高い場合は、適切な防護具を用いる。</li> <li>高濃縮物を扱うため、水中切斷、遮蔽、遠隔操作装置を用いる等の被ばく低減対策を講じる。</li> <li>換気空調等の必要な機能が損なわれないようにする。</li> <li>火気使用作業前には、周辺に可燃物が無いことを確認し、防火シート等を用いて養生を行う。</li> <li>事故発生時には、事故拡大防止等の応急措置を講じるとともに、早期の復旧に努める。</li> </ul> </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>原子炉領域の解体撤去が完了すること。(第3段階)</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	件名	場所	着手要件	解体の概要及び方法	安全管理上の措置	完了要件	原子炉領域の解体撤去	原子炉格納容器	<ul style="list-style-type: none"> <li>安全貯蔵が終了していること。</li> <li>核燃料物質の搬出が終了していること。</li> <li>原子炉領域の解体撤去準備が終了していること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>原子炉本体のうち、支持構造物、原子炉容器及び原子炉容器周囲のコンクリート壁の解体撤去を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>安全管理上の措置</li> <li>性能維持施設及び3号炉の保安のために必要な施設(可搬型重大事故等対応設備の保管場所及びアセスメントを含む。)の機能に影響を及ぼさないことを確認した上で、工事によって発生する放射性物質に対しては、汚染状況を踏まえ、汚染拡大防止措置(気体状、液状、汚染拡大防止用、局所フィルタ、局所排風機の設置等/液状、区画の設置、運の設置等)を講じる。</li> <li>外部被ばく低減のため、作業環境を踏まえ、放射線遮蔽、遠隔化の導入及び立入制限を行う。内部被ばく防止のため、作業環境を踏まえ、汚染レベルが高い場合は、適切な防護具を用いる。</li> <li>高濃縮物を扱うため、水中切斷、遮蔽、遠隔操作装置を用いる等の被ばく低減対策を講じる。</li> <li>換気空調等の必要な機能が損なわれないようにする。</li> <li>火気使用作業前には、周辺に可燃物が無いことを確認し、防火シート等を用いて養生を行う。</li> <li>事故発生時には、事故拡大防止等の応急措置を講じるとともに、早期の復旧に努める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>原子炉領域の解体撤去が完了すること。(第3段階)</li> </ul>	<p>第5-5表 第3段階に実施する工事等に係る着手要件及び完了要件 (1/3)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>件名</th> <th>場所</th> <th>着手要件</th> <th>解体の概要及び方法</th> <th>安全管理上の措置</th> <th>完了要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉領域の解体撤去</td> <td>原子炉格納容器</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>安全貯蔵が終了していること。</li> <li>核燃料物質の搬出が終了していること。</li> <li>原子炉領域の解体撤去準備が終了していること。</li> </ul> </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>原子炉本体のうち、支持構造物、原子炉容器及び原子炉容器周囲のコンクリート壁の解体撤去を行う。</li> <li>支持構造物、原子炉容器周囲のコンクリート壁の解体は、キャビティに本名での、専用の解体装置を用いて本名での機械的切斷を遠隔操作で実施する。</li> <li>原子炉容器の解体は、専用の解体装置を用いて熱的又は機械的切斷を遠隔操作で実施する。</li> <li>原子炉容器周囲のコンクリート壁の切斷は、高濃縮物である炉心周辺のコンクリートの解体は、機械式切斷により遠隔操作で実施する。低濃縮物である外部のコンクリートの解体は、はつり用重機等を用いて実施する。</li> </ul> </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>性能維持施設及び3号炉の保安のために必要な施設(可搬型重大事故等対応設備)の保管場所及びアセスメントを含む。)の機能に影響を及ぼさないことを確認した上で、工事によって発生する放射性物質に対しては、汚染状況を踏まえ、汚染拡大防止措置(気体状、汚染拡大防止用、局所フィルタ、局所排風機の設置等/液状、区画の設置、運の設置等)を講じる。</li> <li>外部被ばく低減のため、作業環境を踏まえ、放射線遮蔽、遠隔化の導入及び立入制限を行う。内部被ばく防止のため、作業環境を踏まえ、汚染レベルが高い場合は、適切な防護具を用いる。</li> <li>高濃縮物を扱うため、水中切斷、遮蔽、遠隔操作装置を用いる等の被ばく低減対策を講じる。</li> <li>換気空調等の必要な機能が損なわれないようにする。</li> <li>火気使用作業前には、周辺に可燃物が無いことを確認し、防火シート等を用いて養生を行う。</li> <li>事故発生時には、事故拡大防止等の応急措置を講じるとともに、早期の復旧に努める。</li> </ul> </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>原子炉領域の解体撤去が完了すること。(第3段階)</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	件名	場所	着手要件	解体の概要及び方法	安全管理上の措置	完了要件	原子炉領域の解体撤去	原子炉格納容器	<ul style="list-style-type: none"> <li>安全貯蔵が終了していること。</li> <li>核燃料物質の搬出が終了していること。</li> <li>原子炉領域の解体撤去準備が終了していること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>原子炉本体のうち、支持構造物、原子炉容器及び原子炉容器周囲のコンクリート壁の解体撤去を行う。</li> <li>支持構造物、原子炉容器周囲のコンクリート壁の解体は、キャビティに本名での、専用の解体装置を用いて本名での機械的切斷を遠隔操作で実施する。</li> <li>原子炉容器の解体は、専用の解体装置を用いて熱的又は機械的切斷を遠隔操作で実施する。</li> <li>原子炉容器周囲のコンクリート壁の切斷は、高濃縮物である炉心周辺のコンクリートの解体は、機械式切斷により遠隔操作で実施する。低濃縮物である外部のコンクリートの解体は、はつり用重機等を用いて実施する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>性能維持施設及び3号炉の保安のために必要な施設(可搬型重大事故等対応設備)の保管場所及びアセスメントを含む。)の機能に影響を及ぼさないことを確認した上で、工事によって発生する放射性物質に対しては、汚染状況を踏まえ、汚染拡大防止措置(気体状、汚染拡大防止用、局所フィルタ、局所排風機の設置等/液状、区画の設置、運の設置等)を講じる。</li> <li>外部被ばく低減のため、作業環境を踏まえ、放射線遮蔽、遠隔化の導入及び立入制限を行う。内部被ばく防止のため、作業環境を踏まえ、汚染レベルが高い場合は、適切な防護具を用いる。</li> <li>高濃縮物を扱うため、水中切斷、遮蔽、遠隔操作装置を用いる等の被ばく低減対策を講じる。</li> <li>換気空調等の必要な機能が損なわれないようにする。</li> <li>火気使用作業前には、周辺に可燃物が無いことを確認し、防火シート等を用いて養生を行う。</li> <li>事故発生時には、事故拡大防止等の応急措置を講じるとともに、早期の復旧に努める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>原子炉領域の解体撤去が完了すること。(第3段階)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>第2段階以降の廃止措置計画の具体化に伴う変更</li> </ul>
件名	場所	着手要件	解体の概要及び方法	安全管理上の措置	完了要件																							
原子炉領域の解体撤去	原子炉格納容器	<ul style="list-style-type: none"> <li>安全貯蔵が終了していること。</li> <li>核燃料物質の搬出が終了していること。</li> <li>原子炉領域の解体撤去準備が終了していること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>原子炉本体のうち、支持構造物、原子炉容器及び原子炉容器周囲のコンクリート壁の解体撤去を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>安全管理上の措置</li> <li>性能維持施設及び3号炉の保安のために必要な施設(可搬型重大事故等対応設備の保管場所及びアセスメントを含む。)の機能に影響を及ぼさないことを確認した上で、工事によって発生する放射性物質に対しては、汚染状況を踏まえ、汚染拡大防止措置(気体状、液状、汚染拡大防止用、局所フィルタ、局所排風機の設置等/液状、区画の設置、運の設置等)を講じる。</li> <li>外部被ばく低減のため、作業環境を踏まえ、放射線遮蔽、遠隔化の導入及び立入制限を行う。内部被ばく防止のため、作業環境を踏まえ、汚染レベルが高い場合は、適切な防護具を用いる。</li> <li>高濃縮物を扱うため、水中切斷、遮蔽、遠隔操作装置を用いる等の被ばく低減対策を講じる。</li> <li>換気空調等の必要な機能が損なわれないようにする。</li> <li>火気使用作業前には、周辺に可燃物が無いことを確認し、防火シート等を用いて養生を行う。</li> <li>事故発生時には、事故拡大防止等の応急措置を講じるとともに、早期の復旧に努める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>原子炉領域の解体撤去が完了すること。(第3段階)</li> </ul>																							
件名	場所	着手要件	解体の概要及び方法	安全管理上の措置	完了要件																							
原子炉領域の解体撤去	原子炉格納容器	<ul style="list-style-type: none"> <li>安全貯蔵が終了していること。</li> <li>核燃料物質の搬出が終了していること。</li> <li>原子炉領域の解体撤去準備が終了していること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>原子炉本体のうち、支持構造物、原子炉容器及び原子炉容器周囲のコンクリート壁の解体撤去を行う。</li> <li>支持構造物、原子炉容器周囲のコンクリート壁の解体は、キャビティに本名での、専用の解体装置を用いて本名での機械的切斷を遠隔操作で実施する。</li> <li>原子炉容器の解体は、専用の解体装置を用いて熱的又は機械的切斷を遠隔操作で実施する。</li> <li>原子炉容器周囲のコンクリート壁の切斷は、高濃縮物である炉心周辺のコンクリートの解体は、機械式切斷により遠隔操作で実施する。低濃縮物である外部のコンクリートの解体は、はつり用重機等を用いて実施する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>性能維持施設及び3号炉の保安のために必要な施設(可搬型重大事故等対応設備)の保管場所及びアセスメントを含む。)の機能に影響を及ぼさないことを確認した上で、工事によって発生する放射性物質に対しては、汚染状況を踏まえ、汚染拡大防止措置(気体状、汚染拡大防止用、局所フィルタ、局所排風機の設置等/液状、区画の設置、運の設置等)を講じる。</li> <li>外部被ばく低減のため、作業環境を踏まえ、放射線遮蔽、遠隔化の導入及び立入制限を行う。内部被ばく防止のため、作業環境を踏まえ、汚染レベルが高い場合は、適切な防護具を用いる。</li> <li>高濃縮物を扱うため、水中切斷、遮蔽、遠隔操作装置を用いる等の被ばく低減対策を講じる。</li> <li>換気空調等の必要な機能が損なわれないようにする。</li> <li>火気使用作業前には、周辺に可燃物が無いことを確認し、防火シート等を用いて養生を行う。</li> <li>事故発生時には、事故拡大防止等の応急措置を講じるとともに、早期の復旧に努める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>原子炉領域の解体撤去が完了すること。(第3段階)</li> </ul>																							

注) 下線は補正箇所を示すものであり、補正事項に含まない。

美浜発電所1号発電用原子炉施設廃止措置計画変更認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由																								
38	五 第5-5表 第3段階に 実施する工 事等に係る 着手要件及 び完了要件 (2/3)	<p style="text-align: center;">第5-5表 第3段階に実施する工事等に係る着手要件及び完了要件 (2/3)</p> <table border="1" data-bbox="544 416 952 1281"> <thead> <tr> <th>件名</th> <th>場所</th> <th>着手要件</th> <th>解体の概要及び方法</th> <th>安全管理上の措置</th> <th>完了要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉周 辺設備の 解体撤去</td> <td>原子炉格納容器 及び原子炉補助 建屋</td> <td>・残存放射能調査が 終了していること。 ・対象設備の使用を 終了していること。</td> <td>・性能維持施設に影響を与え ないことを確認するとともに、 汚染拡大防止措置、被ばく低 減措置等の安全確保対策を 講じて解体撤去を行う。 ・原子炉周辺設備を解体撤去し た後の区域の一部について は、保管エリア又は除染等を行 う。アリアとして利用する。</td> <td>・性能維持施設及び3号炉の保安のために必要な施設(可搬型重大事故等対応設備の保管場所及びアリアセラー)を含む。)の機能に影響を及ぼさないことを確認したうえで、汚染状況を踏まえ、汚染拡大防止措置(気体状、汚染等/液体状、気体状、区画の設置、覆の設置等)を講じ る。 ・外部被ばく低減のため、作業環境を踏まえ、線量 当量率が高い場合は、放射線遮蔽、遠隔化の適 入及びびびり制限を行う。内部被ばく防止のため、 作業環境を踏まえ、汚染レベルが高い場合は、適 切な防護用具を用いる。また、線量当量率及び汚 染レベルを考慮し、必要に応じて除染を行う。 ・換気空調等の必要な機能が損なわれないように する。 ・火気使用作業前には、周辺に可燃物が無いことを 確認し、防火シート等を用いて養生を行う。 ・事故発生時には、事故拡大防止等の応急措置を 講じるとともに、早期の復旧に努める。</td> <td>原子炉周辺設備の解 体撤去が完了するこ と。 (第3段階)</td> </tr> </tbody> </table>	件名	場所	着手要件	解体の概要及び方法	安全管理上の措置	完了要件	原子炉周 辺設備の 解体撤去	原子炉格納容器 及び原子炉補助 建屋	・残存放射能調査が 終了していること。 ・対象設備の使用を 終了していること。	・性能維持施設に影響を与え ないことを確認するとともに、 汚染拡大防止措置、被ばく低 減措置等の安全確保対策を 講じて解体撤去を行う。 ・原子炉周辺設備を解体撤去し た後の区域の一部について は、保管エリア又は除染等を行 う。アリアとして利用する。	・性能維持施設及び3号炉の保安のために必要な施設(可搬型重大事故等対応設備の保管場所及びアリアセラー)を含む。)の機能に影響を及ぼさないことを確認したうえで、汚染状況を踏まえ、汚染拡大防止措置(気体状、汚染等/液体状、気体状、区画の設置、覆の設置等)を講じ る。 ・外部被ばく低減のため、作業環境を踏まえ、線量 当量率が高い場合は、放射線遮蔽、遠隔化の適 入及びびびり制限を行う。内部被ばく防止のため、 作業環境を踏まえ、汚染レベルが高い場合は、適 切な防護用具を用いる。また、線量当量率及び汚 染レベルを考慮し、必要に応じて除染を行う。 ・換気空調等の必要な機能が損なわれないように する。 ・火気使用作業前には、周辺に可燃物が無いことを 確認し、防火シート等を用いて養生を行う。 ・事故発生時には、事故拡大防止等の応急措置を 講じるとともに、早期の復旧に努める。	原子炉周辺設備の解 体撤去が完了するこ と。 (第3段階)	<p style="text-align: center;">第3段階に実施する工事等に係る着手要件及び完了要件 (2/3)</p> <table border="1" data-bbox="1205 416 1727 1281"> <thead> <tr> <th>件名</th> <th>場所</th> <th>着手要件</th> <th>解体の概要及び方法</th> <th>安全管理上の措置</th> <th>完了要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉周 辺設備の 解体撤去</td> <td>原子炉格納容器 及び原子炉補助 建屋</td> <td>・残存放射能調査が 終了していること。 ・対象設備の使用を 終了していること。</td> <td>・性能維持施設に影響を与えないことを確 認するとともに、汚染拡大防止措置、被ば く低減措置等の安全確保対策を講じて解 体撤去を行う。 ・原子炉周辺設備を解体撤去した後の区 域の一部については、保管エリア等として 利用する。 ・解体撤去作業は、解体時に追加的な汚 染が付着しないよう、放射線レベルの底 層を確保し、解体撤去することを基本とし る。 ・解体工法については、解体機器に依 り、周辺公衆の被ばく低減、労働災害防 止等の観点から、基本的にはペンダ ンクを用いた機械的切断により実施す る。ただし、放射線業務従事者の被ばく低 減、労働災害防止等の観点から、作業性 向上及びび作業時間短縮を図るため、ク ラム、大口切断機(一斉会切材切断の メカニクス)斬断機(斬断機の駆動、仕 前100mm)材質の配管を除く)等の大 型機器の解体においては、クランプで溶断等 の熱的切断により実施する。此機器の クランプの解体においては、ブレーカ ・破砕機等を用いた高線量の使用制御 ・運転中に発生した高線量の解体 機、使用済バーナボイズ等の解体 は、専用の解体装置を用いて、水中での 機械的切断を実施する。</td> <td>・性能維持施設及び3号炉の保安のため に必要な施設(可搬型重大事故等 対応設備の保管場所及びアリアセ ラー)を含む。)の機能に影響を及ぼさ ないことを確認したうえで、汚 染状況を踏まえ、汚染拡大防止措 置(気体状、汚染等/液体状、区画の設置、覆の設置 等)を講じる。 ・外部被ばく低減のため、作業環境を踏 まえ、線量当量率が高い場合は、放射 線遮蔽、遠隔化の導入及びび入り制限 を行う。内部被ばく防止のため、作業 環境を踏まえ、汚染レベルが高い場合 は、適切な防護用具を用いる。また、 線量当量率及びび汚染レベルを考慮し、 必要に応じて除染を行う。 ・換気空調等の必要な機能が損なわれ ないようにする。 ・火気使用作業前には、周辺に可燃物 が無いことを確認し、防火シート等を用 いて養生を行う。 ・事故発生時には、事故拡大防止等の 応急措置を講じるとともに、早期の復旧 に努める。</td> <td>原子炉周辺設備の解 体撤去が完了するこ と。 (第3段階)</td> </tr> </tbody> </table>	件名	場所	着手要件	解体の概要及び方法	安全管理上の措置	完了要件	原子炉周 辺設備の 解体撤去	原子炉格納容器 及び原子炉補助 建屋	・残存放射能調査が 終了していること。 ・対象設備の使用を 終了していること。	・性能維持施設に影響を与えないことを確 認するとともに、汚染拡大防止措置、被ば く低減措置等の安全確保対策を講じて解 体撤去を行う。 ・原子炉周辺設備を解体撤去した後の区 域の一部については、保管エリア等として 利用する。 ・解体撤去作業は、解体時に追加的な汚 染が付着しないよう、放射線レベルの底 層を確保し、解体撤去することを基本とし る。 ・解体工法については、解体機器に依 り、周辺公衆の被ばく低減、労働災害防 止等の観点から、基本的にはペンダ ンクを用いた機械的切断により実施す る。ただし、放射線業務従事者の被ばく低 減、労働災害防止等の観点から、作業性 向上及びび作業時間短縮を図るため、ク ラム、大口切断機(一斉会切材切断の メカニクス)斬断機(斬断機の駆動、仕 前100mm)材質の配管を除く)等の大 型機器の解体においては、クランプで溶断等 の熱的切断により実施する。此機器の クランプの解体においては、ブレーカ ・破砕機等を用いた高線量の使用制御 ・運転中に発生した高線量の解体 機、使用済バーナボイズ等の解体 は、専用の解体装置を用いて、水中での 機械的切断を実施する。	・性能維持施設及び3号炉の保安のため に必要な施設(可搬型重大事故等 対応設備の保管場所及びアリアセ ラー)を含む。)の機能に影響を及ぼさ ないことを確認したうえで、汚 染状況を踏まえ、汚染拡大防止措 置(気体状、汚染等/液体状、区画の設置、覆の設置 等)を講じる。 ・外部被ばく低減のため、作業環境を踏 まえ、線量当量率が高い場合は、放射 線遮蔽、遠隔化の導入及びび入り制限 を行う。内部被ばく防止のため、作業 環境を踏まえ、汚染レベルが高い場合 は、適切な防護用具を用いる。また、 線量当量率及びび汚染レベルを考慮し、 必要に応じて除染を行う。 ・換気空調等の必要な機能が損なわれ ないようにする。 ・火気使用作業前には、周辺に可燃物 が無いことを確認し、防火シート等を用 いて養生を行う。 ・事故発生時には、事故拡大防止等の 応急措置を講じるとともに、早期の復旧 に努める。	原子炉周辺設備の解 体撤去が完了するこ と。 (第3段階)	<p>・第2段階以降の廃止 措置計画の具体化に 伴う変更</p>
件名	場所	着手要件	解体の概要及び方法	安全管理上の措置	完了要件																							
原子炉周 辺設備の 解体撤去	原子炉格納容器 及び原子炉補助 建屋	・残存放射能調査が 終了していること。 ・対象設備の使用を 終了していること。	・性能維持施設に影響を与え ないことを確認するとともに、 汚染拡大防止措置、被ばく低 減措置等の安全確保対策を 講じて解体撤去を行う。 ・原子炉周辺設備を解体撤去し た後の区域の一部について は、保管エリア又は除染等を行 う。アリアとして利用する。	・性能維持施設及び3号炉の保安のために必要な施設(可搬型重大事故等対応設備の保管場所及びアリアセラー)を含む。)の機能に影響を及ぼさないことを確認したうえで、汚染状況を踏まえ、汚染拡大防止措置(気体状、汚染等/液体状、気体状、区画の設置、覆の設置等)を講じ る。 ・外部被ばく低減のため、作業環境を踏まえ、線量 当量率が高い場合は、放射線遮蔽、遠隔化の適 入及びびびり制限を行う。内部被ばく防止のため、 作業環境を踏まえ、汚染レベルが高い場合は、適 切な防護用具を用いる。また、線量当量率及び汚 染レベルを考慮し、必要に応じて除染を行う。 ・換気空調等の必要な機能が損なわれないように する。 ・火気使用作業前には、周辺に可燃物が無いことを 確認し、防火シート等を用いて養生を行う。 ・事故発生時には、事故拡大防止等の応急措置を 講じるとともに、早期の復旧に努める。	原子炉周辺設備の解 体撤去が完了するこ と。 (第3段階)																							
件名	場所	着手要件	解体の概要及び方法	安全管理上の措置	完了要件																							
原子炉周 辺設備の 解体撤去	原子炉格納容器 及び原子炉補助 建屋	・残存放射能調査が 終了していること。 ・対象設備の使用を 終了していること。	・性能維持施設に影響を与えないことを確 認するとともに、汚染拡大防止措置、被ば く低減措置等の安全確保対策を講じて解 体撤去を行う。 ・原子炉周辺設備を解体撤去した後の区 域の一部については、保管エリア等として 利用する。 ・解体撤去作業は、解体時に追加的な汚 染が付着しないよう、放射線レベルの底 層を確保し、解体撤去することを基本とし る。 ・解体工法については、解体機器に依 り、周辺公衆の被ばく低減、労働災害防 止等の観点から、基本的にはペンダ ンクを用いた機械的切断により実施す る。ただし、放射線業務従事者の被ばく低 減、労働災害防止等の観点から、作業性 向上及びび作業時間短縮を図るため、ク ラム、大口切断機(一斉会切材切断の メカニクス)斬断機(斬断機の駆動、仕 前100mm)材質の配管を除く)等の大 型機器の解体においては、クランプで溶断等 の熱的切断により実施する。此機器の クランプの解体においては、ブレーカ ・破砕機等を用いた高線量の使用制御 ・運転中に発生した高線量の解体 機、使用済バーナボイズ等の解体 は、専用の解体装置を用いて、水中での 機械的切断を実施する。	・性能維持施設及び3号炉の保安のため に必要な施設(可搬型重大事故等 対応設備の保管場所及びアリアセ ラー)を含む。)の機能に影響を及ぼさ ないことを確認したうえで、汚 染状況を踏まえ、汚染拡大防止措 置(気体状、汚染等/液体状、区画の設置、覆の設置 等)を講じる。 ・外部被ばく低減のため、作業環境を踏 まえ、線量当量率が高い場合は、放射 線遮蔽、遠隔化の導入及びび入り制限 を行う。内部被ばく防止のため、作業 環境を踏まえ、汚染レベルが高い場合 は、適切な防護用具を用いる。また、 線量当量率及びび汚染レベルを考慮し、 必要に応じて除染を行う。 ・換気空調等の必要な機能が損なわれ ないようにする。 ・火気使用作業前には、周辺に可燃物 が無いことを確認し、防火シート等を用 いて養生を行う。 ・事故発生時には、事故拡大防止等の 応急措置を講じるとともに、早期の復旧 に努める。	原子炉周辺設備の解 体撤去が完了するこ と。 (第3段階)																							

注) 下線は補正箇所を示すものであり、補正事項に含まない。

美浜発電所1号発電用原子炉施設廃止措置計画変更認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由																								
39	五 第5-5表 第3段階に実施する工事等に係る着手要件及び完了要件 (3/3)	<p style="text-align: center;">第5-5表 第3段階に実施する工事等に係る着手要件及び完了要件 (3/3)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>件名</th> <th>場所</th> <th>着手要件</th> <th>解体の概要及び方法</th> <th>安全管理上の措置</th> <th>完了要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2次系設備の解体撤去</td> <td>タービン建屋及び屋外</td> <td>廃止措置段階にあること。</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>2次系設備を解体撤去する。</li> <li>工具等を用いた分解・取外し、熱的切断、機械的切断等の工法により、気中での切断・破壊を行う。</li> <li>建屋の解体撤去は、圧碎機、ブレーカ等を用いて行う。</li> </ul> </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>安全管理上、必要に応じて局所排風機の設置、粉じん等の飛散防止措置を講じる。</li> <li>火気使用作業前には、周辺に可燃物が無いことを確認し、防火シート等を用いて養生を行う。</li> <li>一般の鉄筋コンクリート造建築物の解体工事における安全確保対策に準ずる。</li> <li>必要に応じて、低騒音型建設機械を用いる等騒音対策、重機の低速走行等による振動対策を講じる。</li> </ul> </td> <td>撤去が完了すること。(第3段階)</td> </tr> </tbody> </table>	件名	場所	着手要件	解体の概要及び方法	安全管理上の措置	完了要件	2次系設備の解体撤去	タービン建屋及び屋外	廃止措置段階にあること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>2次系設備を解体撤去する。</li> <li>工具等を用いた分解・取外し、熱的切断、機械的切断等の工法により、気中での切断・破壊を行う。</li> <li>建屋の解体撤去は、圧碎機、ブレーカ等を用いて行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>安全管理上、必要に応じて局所排風機の設置、粉じん等の飛散防止措置を講じる。</li> <li>火気使用作業前には、周辺に可燃物が無いことを確認し、防火シート等を用いて養生を行う。</li> <li>一般の鉄筋コンクリート造建築物の解体工事における安全確保対策に準ずる。</li> <li>必要に応じて、低騒音型建設機械を用いる等騒音対策、重機の低速走行等による振動対策を講じる。</li> </ul>	撤去が完了すること。(第3段階)	<p style="text-align: center;">第5-5表 第3段階に実施する工事等に係る着手要件及び完了要件 (3/3)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>件名</th> <th>場所</th> <th>着手要件</th> <th>解体の概要及び方法</th> <th>安全管理上の措置</th> <th>完了要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2次系設備の解体撤去</td> <td>タービン建屋及び屋外</td> <td>廃止措置段階にあること。</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>タービン建屋等の2次系設備を解体撤去する。</li> <li>工具等を用いた分解・取外し、熱的切断、機械的切断等の工法により、気中での切断・破壊を行う。</li> <li>建屋の解体撤去は、圧碎機、ブレーカ等を用いて行う。</li> </ul> </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>安全管理上、必要に応じて局所排風機の設置、粉じん等の飛散防止措置を講じる。</li> <li>火気使用作業前には、周辺に可燃物が無いことを確認し、防火シート等を用いて養生を行う。</li> <li>一般の鉄筋コンクリート造建築物の解体工事における安全確保対策に準ずる。</li> <li>必要に応じて、低騒音型建設機械を用いる等騒音対策、重機の低速走行等による振動対策を講じる。</li> </ul> </td> <td>撤去が完了すること。(第3段階)</td> </tr> </tbody> </table>	件名	場所	着手要件	解体の概要及び方法	安全管理上の措置	完了要件	2次系設備の解体撤去	タービン建屋及び屋外	廃止措置段階にあること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>タービン建屋等の2次系設備を解体撤去する。</li> <li>工具等を用いた分解・取外し、熱的切断、機械的切断等の工法により、気中での切断・破壊を行う。</li> <li>建屋の解体撤去は、圧碎機、ブレーカ等を用いて行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>安全管理上、必要に応じて局所排風機の設置、粉じん等の飛散防止措置を講じる。</li> <li>火気使用作業前には、周辺に可燃物が無いことを確認し、防火シート等を用いて養生を行う。</li> <li>一般の鉄筋コンクリート造建築物の解体工事における安全確保対策に準ずる。</li> <li>必要に応じて、低騒音型建設機械を用いる等騒音対策、重機の低速走行等による振動対策を講じる。</li> </ul>	撤去が完了すること。(第3段階)	<ul style="list-style-type: none"> <li>第2段階以降の廃止措置計画の具体化に伴う変更</li> </ul>
件名	場所	着手要件	解体の概要及び方法	安全管理上の措置	完了要件																							
2次系設備の解体撤去	タービン建屋及び屋外	廃止措置段階にあること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>2次系設備を解体撤去する。</li> <li>工具等を用いた分解・取外し、熱的切断、機械的切断等の工法により、気中での切断・破壊を行う。</li> <li>建屋の解体撤去は、圧碎機、ブレーカ等を用いて行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>安全管理上、必要に応じて局所排風機の設置、粉じん等の飛散防止措置を講じる。</li> <li>火気使用作業前には、周辺に可燃物が無いことを確認し、防火シート等を用いて養生を行う。</li> <li>一般の鉄筋コンクリート造建築物の解体工事における安全確保対策に準ずる。</li> <li>必要に応じて、低騒音型建設機械を用いる等騒音対策、重機の低速走行等による振動対策を講じる。</li> </ul>	撤去が完了すること。(第3段階)																							
件名	場所	着手要件	解体の概要及び方法	安全管理上の措置	完了要件																							
2次系設備の解体撤去	タービン建屋及び屋外	廃止措置段階にあること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>タービン建屋等の2次系設備を解体撤去する。</li> <li>工具等を用いた分解・取外し、熱的切断、機械的切断等の工法により、気中での切断・破壊を行う。</li> <li>建屋の解体撤去は、圧碎機、ブレーカ等を用いて行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>安全管理上、必要に応じて局所排風機の設置、粉じん等の飛散防止措置を講じる。</li> <li>火気使用作業前には、周辺に可燃物が無いことを確認し、防火シート等を用いて養生を行う。</li> <li>一般の鉄筋コンクリート造建築物の解体工事における安全確保対策に準ずる。</li> <li>必要に応じて、低騒音型建設機械を用いる等騒音対策、重機の低速走行等による振動対策を講じる。</li> </ul>	撤去が完了すること。(第3段階)																							

注) 下線は補正箇所を示すものであり、補正事項に含まない。

美浜発電所1号発電用原子炉施設廃止措置計画変更認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由
一	五	<p style="text-align: center;">  </p>		<p>・第2段階以降の廃止措置計画の具体化に伴う変更</p>

第5-3図 解体対象施設の解体撤去手順

注) 下線及び枠線は補正箇所を示すものであり、補正事項には含まない。

美浜発電所1号発電用原子炉施設廃止措置計画変更認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由
64	八 3. 核燃料物質 の搬出及び 輸送	八 核燃料物質の管理及び譲渡し  3. 核燃料物質の搬出及び輸送  (中略)	八 核燃料物質の管理及び譲渡し  3. 核燃料物質の搬出及び輸送  (中略)	・記載の適正化（1号炉の破損燃料の搬出について明記）
65		1号炉原子炉補助建屋内の使用済燃料貯蔵設備に貯蔵している使用済燃料については、1号炉原子炉補助建屋内の使用済燃料貯蔵設備から搬出し、再処理施設、中間貯蔵施設又は3号炉原子炉補助建屋内の使用済燃料貯蔵設備へ輸送する。3号炉原子炉補助建屋内の使用済燃料貯蔵設備へ輸送した使用済燃料は3号炉にて管理する。  1号炉の破損燃料 <sup>*1</sup> については、搬出方法等を検討し解体対象施設から搬出する。 <u>また、1号炉原子炉補助建屋内の使用済燃料貯蔵設備に貯蔵中の使用済燃料のすべてを1号炉原子炉補助建屋内から搬出した場合は、3号炉原子炉補助建屋内の使用済燃料貯蔵設備は廃止措置対象施設として取り扱わず、1号炉のすべての使用済燃料は廃止措置対象施設から搬出されたものとする。</u>  (中略)	1号炉原子炉補助建屋内の使用済燃料貯蔵設備に貯蔵している使用済燃料については、1号炉原子炉補助建屋内の使用済燃料貯蔵設備から搬出し、再処理施設、中間貯蔵施設又は3号炉原子炉補助建屋内の使用済燃料貯蔵設備へ輸送する。3号炉原子炉補助建屋内の使用済燃料貯蔵設備へ輸送した使用済燃料は3号炉にて管理する。  1号炉の破損燃料 <sup>*1</sup> については、搬出方法等を検討し、 <u>他の使用済燃料と同様、第2段階が終了するまでに、解体対象施設から搬出する。ただし、第3段階に破損燃料棒片を確認した場合は、廃止措置計画の変更等必要な手続きを行う。</u>  1号炉原子炉補助建屋内の使用済燃料貯蔵設備に貯蔵中の使用済燃料のすべてを1号炉原子炉補助建屋内から搬出した場合は、3号炉原子炉補助建屋内の使用済燃料貯蔵設備は廃止措置対象施設として取り扱わず、1号炉のすべての使用済燃料は廃止措置対象施設から搬出されたものとする。  (中略)	

注) 下線は補正箇所を示すものであり、補正事項に含まない。

美浜発電所1号発電用原子炉施設廃止措置計画変更認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由
65	八 3. 核燃料物質 の搬出及び 輸送	※1:美浜発電所1号炉第2回定期検査(昭和48年)にて燃料棒の破損を確認した燃料集合体(第2回及び第4回定期検査で回収した破損燃料片及び未回収破損燃料片を含む。)	※1:美浜発電所1号炉第2回定期検査(昭和48年)にて燃料棒の破損を確認した燃料集合体(第2回及び第4回定期検査で回収した破損燃料棒片及び未回収破損燃料棒片を含む。)	・記載の適正化(破損燃料棒の明確化)

注) 下線は補正箇所を示すものであり、補正事項に含まない。

美浜発電所1号発電用原子炉施設廃止措置計画変更認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由
72	十 1. 放射性気体 廃棄物の管 理	十 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄  1. 放射性気体廃棄物の管理  (2) 第2段階以降  (中略)	十 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄  1. 放射性気体廃棄物の管理  (2) 第2段階以降  (中略)	・記載の適正化
73		第2段階以降に発生する放射性気体廃棄物の推定発生量から、 放出管理目標値を設定し、これを超えないように努める。  放出管理目標値（1号炉及び2号炉合算）  第2段階  $2.6 \times 10^8 \text{ Bq/y}$ （粒子状物質（Co-60））  第3段階  $8.8 \times 10^7 \text{ Bq/y}$ （粒子状物質（Co-60））	第2段階以降に発生する放射性気体廃棄物の推定発生量から、 放出管理目標値を設定し、これを超えないように努める。  放出管理目標値（1号炉及び2号炉合算）  第2段階  $2.6 \times 10^8 \text{ Bq/y}$ （粒子状物質（Co-60））  第3段階  $8.9 \times 10^7 \text{ Bq/y}$ （粒子状物質（Co-60））	

注) 下線は補正箇所を示すものであり、補正事項に含まない。

美浜発電所1号発電用原子炉施設廃止措置計画変更認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由
74	<p>十</p> <p>2.</p> <p>放射性液体 廃棄物の管 理</p>	<p>2. 放射性液体廃棄物の管理</p> <p>(2) 第2段階以降</p> <p>第2段階以降に発生する主な放射性液体廃棄物は、設備の維持管理、管理区域設備の解体撤去等に伴い発生するキャビティドレン、機器ドレン、格納容器床ドレン、補助建屋床ドレン、薬品ドレン及び洗浄排水である。</p>	<p>2. 放射性液体廃棄物の管理</p> <p>(2) 第2段階以降</p> <p>第2段階以降に発生する主な放射性液体廃棄物は、設備の維持管理、管理区域<u>内</u>設備の解体撤去等に伴い発生するキャビティドレン、機器ドレン、格納容器床ドレン、補助建屋床ドレン、薬品ドレン及び洗浄排水である。</p>	<p>・記載の適正化</p>

注) 下線は補正箇所を示すものであり、補正事項に含まない。

美浜発電所1号発電用原子炉施設廃止措置計画変更認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由
76	十 3. 放射性固体 廃棄物の管 理	<p>3. 放射性固体廃棄物の管理</p> <p>(1) 放射性固体廃棄物の処理</p> <p>b. 第2段階以降</p> <p>第2段階以降においては、管理区域内設備の解体撤去等により、廃液蒸発装置の濃縮廃液固化物、雑固体廃棄物、イオン交換器廃樹脂等が発生する。</p> <p>これらの放射性固体廃棄物は、種類、性状等に応じて、圧縮、焼却、熔融、固化等の処理を行い、原子炉設置許可申請書に記載している貯蔵容量を超えないように廃樹脂貯蔵タンクに貯蔵又は固体廃棄物貯蔵庫に保管する。</p> <p>管理区域内の解体撤去等により発生する金属等の解体撤去物については、保管エリア又は固体廃棄物貯蔵庫に保管する。<u>CLと推定されるものは原則としてCLとして処理するが、CLとして処理できないと判断したものは雑固体廃棄物として処理する。</u></p> <p>保管エリアの設置予定場所を第10-6図に示す。</p> <p>放射性固体廃棄物の管理に係る保安上必要な措置については、保安規定に定めて実施する。</p> <p>第2段階以降の放射性固体廃棄物の処理流路線図を第10-7図に示す。<u>廃止措置の進捗に伴い放射性固体廃棄物の処理方法を変更する場合は、廃止措置計画に反映し変更認可を受ける。</u></p>	<p>3. 放射性固体廃棄物の管理</p> <p>(1) 放射性固体廃棄物の処理</p> <p>b. 第2段階以降</p> <p>第2段階以降においては、管理区域内設備の解体撤去等により、廃液蒸発装置の濃縮廃液固化物、雑固体廃棄物、イオン交換器廃樹脂等の放射性固体廃棄物が発生する。</p> <p>これらの放射性固体廃棄物は、種類、性状等に応じて、圧縮、焼却、熔融、固化等の処理を行い、原子炉設置許可申請書に記載している貯蔵容量を超えないように廃樹脂貯蔵タンクに貯蔵又は固体廃棄物貯蔵庫に保管する。</p> <p>管理区域内設備の解体撤去等により発生する金属等の解体撤去物のうち、<u>解体保管物</u>については、保管エリアに保管する。<u>解体保管物は、必要に応じて除染等を行い、可能な限りCL物として処理するが、CL物として処理できないと判断したものは雑固体廃棄物として処理する。</u></p> <p>保管エリアの設置予定場所を第10-6図に示す。</p> <p>放射性固体廃棄物及び解体保管物の管理並びに保管エリアの管理に係る保安上必要な措置については、保安規定に定めて実施する。</p> <p>第2段階の放射性固体廃棄物及び解体撤去物の処理流路線図を第10-7図に示す。</p> <p><u>第3段階以降の管理区域内設備の解体撤去により発生する解体撤去物の管理については、保管方法、放射性固体廃棄物の廃</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・記載の適正化（主語の明確化）</li> <li>・記載の適正化（表現の修正）</li> <li>・第2段階以降の廃止措置計画の具体化に伴う変更</li> <li>・第2段階以降の廃止措置計画の具体化に伴う変更</li> <li>・第2段階以降の廃止措置計画の具体化に伴う変更</li> </ul>

注) 下線は補正箇所を示すものであり、補正事項に含まない。

美浜発電所1号発電用原子炉施設廃止措置計画変更認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由
76	十 3. 放射性固体 廃棄物の管 理		<u>棄に向けた処理方法等を具体化した後</u> 、廃止措置計画に反映し 変更認可を受ける。	・第2段階以降の廃止 措置計画の具体化に 伴う変更
76  77	3. 放射性固体 廃棄物の管 理	(2) 放射性固体廃棄物の廃棄  (中略)  なお、 <u>CL</u> は、原子炉等規制法に定める所定の手続き及び確認を 経て、可能な限り再生利用に供する。	(2) 放射性固体廃棄物の廃棄  (中略)  なお、 <u>CL物</u> は、原子炉等規制法に定める所定の手続き及び確認 を経て、可能な限り再生利用に供する。	・記載の適正化(表現の 修正)

注) 下線は補正箇所を示すものであり、補正事項に含まない。

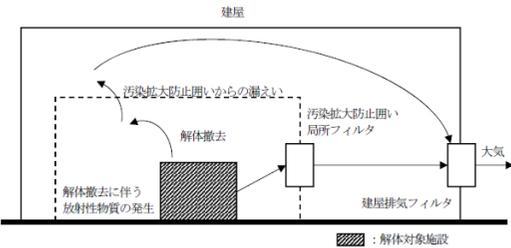
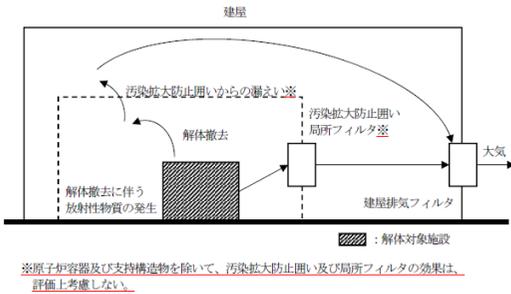
美浜発電所1号発電用原子炉施設廃止措置計画変更認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由
88	十 第10-7図 第2段階以降における放射性固体廃棄物の処理路線図 (1号炉及び2号炉)	<p>第10-7図 第2段階以降における放射性固体廃棄物の処理路線図 (1号炉及び2号炉)</p>	<p>第10-7図 第2段階以降における放射性固体廃棄物及び解体撤去物の処理路線図 (1号炉及び2号炉)</p>	・第2段階以降の廃止措置計画の具体化に伴う変更

注) 下線は補正箇所を示すものであり、補正事項に含まない。



美浜発電所1号発電用原子炉施設廃止措置計画変更認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由
3-55	添付書類三 第2図 解体撤去に伴い発生する放射性気体廃棄物の大気への移行フロー（イメージ）	 <p>第2図 解体撤去に伴い発生する放射性気体廃棄物の大気への移行フロー（イメージ）</p>	 <p>第2図 解体撤去に伴い発生する放射性気体廃棄物の大気への移行フロー（イメージ）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>第2段階以降の廃止措置計画の具体化に伴う変更</li> </ul>

注) 下線は補正箇所を示すものであり、補正事項に含まない。

美浜発電所1号発電用原子炉施設廃止措置計画変更認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由
4-2	添付書類四 4.1 想定する事故	添付書類四 廃止措置中の過失、機械又は装置の故障、地震、火災等 があった場合に発生することが想定される事故の種類、 程度、影響等に関する説明書	添付書類四 廃止措置中の過失、機械又は装置の故障、地震、火災等 があった場合に発生することが想定される事故の種類、 程度、影響等に関する説明書	
4-3		4. 第2段階以降の事故時における周辺公衆の受ける線量評価 4.1 想定する事故  (中略)  第1段階で想定した事故のうち、2.2「燃料集合体の落下」については、使用済燃料を搬出するまでの期間、第1段階に引き続き事故として想定されるが、原子炉停止後からの減衰期間を考慮すると、環境へ放出される放射性物質の放出量は、第1段階よりさらに少なくなることから、周辺公衆に対して著しい放射線被ばくのリスクを与えることはない。また、2.3「放射性気体廃棄物処理施設の破損」については、第1段階で実施した作業に伴い、解体対象施設内に残存していた希ガスは放出されており、第2段階以降の事故としては想定しない。	4. 第2段階以降の事故時における周辺公衆の受ける線量評価 4.1 想定する事故  (中略)  第1段階で想定した事故のうち、2.2「燃料集合体の落下」については、使用済燃料を搬出するまでの期間、第1段階に引き続き事故として想定されるが、原子炉停止後からの減衰期間を考慮すると、環境へ放出される放射性物質の放出量は、第1段階よりさらに少なく、 <u>周辺公衆の受ける被ばく線量は、第2段階で約 <math>2.8 \times 10^{-5} \text{mSv}</math> となり</u> 、周辺公衆に対して著しい放射線被ばくのリスクを与えることはない。また、2.3「放射性気体廃棄物処理施設の破損」については、第1段階で実施した作業に伴い、解体対象施設内に残存していた希ガスは放出されており、第2段階以降の事故としては想定しない。	・記載の適正化（燃料集合体落下の被ばく線量評価結果の追加）

注) 下線は補正箇所を示すものであり、補正事項に含まない。

美浜発電所1号発電用原子炉施設廃止措置計画変更認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由
4-20	添付書類四 第1図 事故時における周辺公衆の受ける線量の評価 フロー	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 48%;"> <p style="text-align: center;">変更前</p> <p style="text-align: center;">第1図 事故時における周辺公衆の受ける線量の評価フロー</p> </div> <div style="width: 48%;"> <p style="text-align: center;">変更後</p> <p style="text-align: center;">第1図 事故時における周辺公衆の受ける線量の評価フロー</p> </div> </div> <p style="text-align: center;">備考</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>設置の適正化</u>（<u>緊急時対応の迅速化</u>） に因する<u>量体</u>の<u>反転</u>）</li> </ul>	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 48%;"> <p style="text-align: center;">変更前</p> <p style="text-align: center;">第1図 事故時における周辺公衆の受ける線量の評価フロー</p> </div> <div style="width: 48%;"> <p style="text-align: center;">変更後</p> <p style="text-align: center;">第1図 事故時における周辺公衆の受ける線量の評価フロー</p> </div> </div> <p style="text-align: center;">備考</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>緊急時対応の迅速化</u>による<u>量体</u>の<u>反転</u>） の<u>具体化</u></li> </ul>	・記載の適正化（変更理由の変更）

注) 下線は補正箇所を示すものであり、補正事項に含まない。

美浜発電所1号発電用原子炉施設廃止措置計画変更認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由
5-2	添付書類五 2. 残存放射能 調査	添付書類五 核燃料物質による汚染の分布とその評価方法に関する説明書  2. 残存放射能調査  解体対象施設の放射能レベルを評価し、解体対象施設の放射能分布及び放射能レベル区分別の放射性固体廃棄物の発生量を評価する。解体対象施設の放射能レベルは、放射化汚染と二次的な汚染とに区分して2022年4月1日時点の放射能で評価する。評価対象核種は、第3表に示す55核種とする。  放射能レベル区分別の放射性固体廃棄物の発生量は、解体対象施設の放射能レベル評価結果を基に、設計情報及び現地調査により設定した各設備の物量により評価する。	添付書類五 核燃料物質による汚染の分布とその評価方法に関する説明書  2. 残存放射能調査  解体対象施設の放射能レベルを評価し、解体対象施設の汚染分布及び放射能レベル区分別の放射性固体廃棄物の発生量を評価する。解体対象施設の放射能レベルは、放射化汚染と二次的な汚染とに区分して2022年4月1日時点の放射能で評価する。評価対象核種は、第3表に示す55核種とする。  放射能レベル区分別の放射性固体廃棄物の発生量は、解体対象施設の放射能レベル評価結果を基に、設計情報及び現地調査により設定した各設備の物量により評価する。	・記載の適正化
5-3	2.2.1 二次的な汚染の評価方法	2.2.1 二次的な汚染の評価方法  二次的な汚染については、機器・配管等の表面の放射線量率から、内表面に付着している主要な汚染核種であるCo-60の表面汚染密度を求め、機器・配管等の内表面積を乗じて、Co-60の放射能を評価する。その他の核種については、Co-60との核種組成比法や平均放射能度法を用いて機器・配管等に付着した放射能を評価する。  二次的な汚染の評価方法の手順を第3図に示す。	2.2.1 二次的な汚染の評価方法  二次的な汚染については、機器・配管等の表面の放射線量率から、内表面に付着している主要な汚染核種であるCo-60の表面汚染密度を求め、機器・配管等の内表面積を乗じて、Co-60の放射能を評価する。その他の核種については、Co-60との核種組成比法や平均放射能濃度法を用いて機器・配管等に付着した放射能を評価する。  二次的な汚染の評価方法の手順を第3図に示す。	・記載の適正化

注) 下線は補正箇所を示すものであり、補正事項に含まない。

美浜発電所1号発電用原子炉施設廃止措置計画変更認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由																																																
5-10	添付書類五 第1表 廃止措置期間全体にわたり発生する放射性固体廃棄物の推定発生量 (初回申請時)	<p>第1表 廃止措置期間全体にわたり発生する放射性固体廃棄物の推定発生量 (初回申請時)</p> <p>(単位:トン)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">放射能レベル区分<sup>※1</sup></th> <th colspan="2">推定発生量<sup>※2※3</sup></th> </tr> <tr> <th>1号炉</th> <th>2号炉</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">低レベル放射性廃棄物</td> <td>放射能レベルの比較的高いもの (L1)</td> <td>約110</td> <td>約110</td> </tr> <tr> <td>放射能レベルの比較的低いもの (L2)</td> <td>約630</td> <td>約800</td> </tr> <tr> <td>放射能レベルの極めて低いもの (L3)</td> <td>約1,600</td> <td>約1,790</td> </tr> <tr> <td colspan="2">放射性物質として扱う必要のないもの (CL)</td> <td>約3,600</td> <td>約4,100</td> </tr> <tr> <td colspan="2">合計<sup>※4</sup></td> <td>約5,900</td> <td>約6,800</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1:放射能レベル区分は、以下のとおり。                      ・L1の区分値の上限は、原子炉等規制法施行令第31条に定める放射能濃度                      ・L1とL2の区分値は、国内で操業しているコンクリートビット埋設施設の埋設許可条件と同等の最大放射能濃度                      ・L2とL3の区分値は、「原子炉等規制法施行令(昭和32年政令第324号。ただし、平成19年政令第378号の改正前のもの。)」第31条第1項に定める「原子炉施設を設置した工場又は事業所において生じた廃棄されるコンクリート等で容器に固型化していないもの」に対する濃度上限値の10分の1の放射能濃度                      ・CLの区分値の上限は、「製錬事業者等における工場等において用いた資材その他の物に含まれる放射性物質の放射能濃度についての確認等に関する規則」第2条に定める放射能濃度                      ※2:推定発生量                      ・低レベル放射性廃棄物については、10トン単位で切り上げた値である。                      ・放射性物質として扱う必要のないもの及び合計については、100トン単位で切り上げた値である。                      ・端数処理のため合計値が一致しないことがある。                      ・推定発生量には付随廃棄物を含まない。                      ※3:推定発生量の評価条件                      ・「2.現状の評価」を参照。                      ※4:この他、放射性廃棄物でない廃棄物(管理区域外からの発生分を含む。)が約342,000トン(1号炉及び2号炉合算)発生する。</p>	放射能レベル区分 <sup>※1</sup>		推定発生量 <sup>※2※3</sup>		1号炉	2号炉	低レベル放射性廃棄物	放射能レベルの比較的高いもの (L1)	約110	約110	放射能レベルの比較的低いもの (L2)	約630	約800	放射能レベルの極めて低いもの (L3)	約1,600	約1,790	放射性物質として扱う必要のないもの (CL)		約3,600	約4,100	合計 <sup>※4</sup>		約5,900	約6,800	<p>第1表 廃止措置期間全体にわたり発生する放射性固体廃棄物の推定発生量 (初回申請時)</p> <p>(単位:トン)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">放射能レベル区分<sup>※1</sup></th> <th colspan="2">推定発生量<sup>※2※3</sup></th> </tr> <tr> <th>1号炉</th> <th>2号炉</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">低レベル放射性廃棄物</td> <td>放射能レベルの比較的高いもの (L1)</td> <td>約110</td> <td>約110</td> </tr> <tr> <td>放射能レベルの比較的低いもの (L2)</td> <td>約630</td> <td>約800</td> </tr> <tr> <td>放射能レベルの極めて低いもの (L3)</td> <td>約1,600</td> <td>約1,790</td> </tr> <tr> <td colspan="2">放射性物質として扱う必要のないもの (CL)</td> <td>約3,600</td> <td>約4,100</td> </tr> <tr> <td colspan="2">合計<sup>※4</sup></td> <td>約5,900</td> <td>約6,800</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1:放射能レベル区分は、以下のとおり。                      ・L1の区分値の上限は、原子炉等規制法施行令第31条に定める放射能濃度                      ・L1とL2の区分値は、国内で操業しているコンクリートビット埋設施設の埋設許可条件と同等の最大放射能濃度                      ・L2とL3の区分値は、「原子炉等規制法施行令(昭和32年政令第324号。ただし、平成19年政令第378号の改正前のもの。)」第31条第1項に定める「原子炉施設を設置した工場又は事業所において生じた廃棄されるコンクリート等で容器に固型化していないもの」に対する濃度上限値の10分の1の放射能濃度                      ・CLの区分値の上限は、「製錬事業者等における工場等において用いた資材その他の物に含まれる放射性物質の放射能濃度についての確認等に関する規則」第2条に定める放射能濃度                      ※2:推定発生量                      ・低レベル放射性廃棄物については、10トン単位で切り上げた値である。                      ・放射性物質として扱う必要のないもの及び合計については、100トン単位で切り上げた値である。                      ・端数処理のため合計値が一致しないことがある。                      ・推定発生量には付随廃棄物を含まない。                      ※3:推定発生量の評価条件                      ・「1.初回申請における評価」を参照。                      ※4:この他、放射性廃棄物でない廃棄物(管理区域外からの発生分を含む。)が約342,000トン(1号炉及び2号炉合算)発生する。</p>	放射能レベル区分 <sup>※1</sup>		推定発生量 <sup>※2※3</sup>		1号炉	2号炉	低レベル放射性廃棄物	放射能レベルの比較的高いもの (L1)	約110	約110	放射能レベルの比較的低いもの (L2)	約630	約800	放射能レベルの極めて低いもの (L3)	約1,600	約1,790	放射性物質として扱う必要のないもの (CL)		約3,600	約4,100	合計 <sup>※4</sup>		約5,900	約6,800	<p>・記載の適正化</p>
放射能レベル区分 <sup>※1</sup>		推定発生量 <sup>※2※3</sup>																																																		
		1号炉	2号炉																																																	
低レベル放射性廃棄物	放射能レベルの比較的高いもの (L1)	約110	約110																																																	
	放射能レベルの比較的低いもの (L2)	約630	約800																																																	
	放射能レベルの極めて低いもの (L3)	約1,600	約1,790																																																	
放射性物質として扱う必要のないもの (CL)		約3,600	約4,100																																																	
合計 <sup>※4</sup>		約5,900	約6,800																																																	
放射能レベル区分 <sup>※1</sup>		推定発生量 <sup>※2※3</sup>																																																		
		1号炉	2号炉																																																	
低レベル放射性廃棄物	放射能レベルの比較的高いもの (L1)	約110	約110																																																	
	放射能レベルの比較的低いもの (L2)	約630	約800																																																	
	放射能レベルの極めて低いもの (L3)	約1,600	約1,790																																																	
放射性物質として扱う必要のないもの (CL)		約3,600	約4,100																																																	
合計 <sup>※4</sup>		約5,900	約6,800																																																	

注) 下線は補正箇所を示すものであり、補正事項に含まない。

美浜発電所1号発電用原子炉施設廃止措置計画変更認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由																																																																																																																														
5-12	添付書類五 第3表 評価対象核 種	<p>第3表 評価対象核種</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="7">評価対象核種 (55核種)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H 3</td> <td>Be 10</td> <td>C 14</td> <td>S 35</td> <td>Cl 36</td> <td>Ca 41</td> <td>Mn 54</td> </tr> <tr> <td>Fe 55</td> <td>Fe 59</td> <td>Co 58</td> <td>Co 60</td> <td>Ni 59</td> <td>Ni 63</td> <td>Zn 65</td> </tr> <tr> <td>Se 79</td> <td>Sr 90</td> <td>Zr 93</td> <td>Nb 94</td> <td>Mo 93</td> <td><u>Te 99</u></td> <td>Ru 106</td> </tr> <tr> <td>Ag 108m</td> <td>Cd 113m</td> <td>Sn 126</td> <td>Sb 125</td> <td>Te 125m</td> <td>I 129</td> <td>Cs 134</td> </tr> <tr> <td>Cs 137</td> <td>Ba 133</td> <td>La 137</td> <td>Ce 144</td> <td>Pm 147</td> <td>Sm 151</td> <td>Eu 152</td> </tr> <tr> <td>Eu 154</td> <td>Ho 166m</td> <td>Lu 176</td> <td>Ir 192m</td> <td>Pt 193</td> <td>U 234</td> <td>U 235</td> </tr> <tr> <td>U 236</td> <td>U 238</td> <td>Np 237</td> <td>Pu 238</td> <td>Pu 239</td> <td>Pu 240</td> <td>Pu 241</td> </tr> <tr> <td>Pu 242</td> <td>Am 241</td> <td>Am 242m</td> <td>Am 234</td> <td>Cm 242</td> <td>Cm 244</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>	評価対象核種 (55核種)							H 3	Be 10	C 14	S 35	Cl 36	Ca 41	Mn 54	Fe 55	Fe 59	Co 58	Co 60	Ni 59	Ni 63	Zn 65	Se 79	Sr 90	Zr 93	Nb 94	Mo 93	<u>Te 99</u>	Ru 106	Ag 108m	Cd 113m	Sn 126	Sb 125	Te 125m	I 129	Cs 134	Cs 137	Ba 133	La 137	Ce 144	Pm 147	Sm 151	Eu 152	Eu 154	Ho 166m	Lu 176	Ir 192m	Pt 193	U 234	U 235	U 236	U 238	Np 237	Pu 238	Pu 239	Pu 240	Pu 241	Pu 242	Am 241	Am 242m	Am 234	Cm 242	Cm 244	-	<p>第3表 評価対象核種</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="7">評価対象核種 (55核種)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H 3</td> <td>Be 10</td> <td>C 14</td> <td>S 35</td> <td>Cl 36</td> <td>Ca 41</td> <td>Mn 54</td> </tr> <tr> <td>Fe 55</td> <td>Fe 59</td> <td>Co 58</td> <td>Co 60</td> <td>Ni 59</td> <td>Ni 63</td> <td>Zn 65</td> </tr> <tr> <td>Se 79</td> <td>Sr 90</td> <td>Zr 93</td> <td>Nb 94</td> <td>Mo 93</td> <td><u>Te 99</u></td> <td>Ru 106</td> </tr> <tr> <td>Ag 108m</td> <td>Cd 113m</td> <td>Sn 126</td> <td>Sb 125</td> <td>Te 125m</td> <td>I 129</td> <td>Cs 134</td> </tr> <tr> <td>Cs 137</td> <td>Ba 133</td> <td>La 137</td> <td>Ce 144</td> <td>Pm 147</td> <td>Sm 151</td> <td>Eu 152</td> </tr> <tr> <td>Eu 154</td> <td>Ho 166m</td> <td>Lu 176</td> <td>Ir 192m</td> <td>Pt 193</td> <td>U 234</td> <td>U 235</td> </tr> <tr> <td>U 236</td> <td>U 238</td> <td>Np 237</td> <td>Pu 238</td> <td>Pu 239</td> <td>Pu 240</td> <td>Pu 241</td> </tr> <tr> <td>Pu 242</td> <td>Am 241</td> <td>Am 242m</td> <td>Am 243</td> <td>Cm 242</td> <td>Cm 244</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>	評価対象核種 (55核種)							H 3	Be 10	C 14	S 35	Cl 36	Ca 41	Mn 54	Fe 55	Fe 59	Co 58	Co 60	Ni 59	Ni 63	Zn 65	Se 79	Sr 90	Zr 93	Nb 94	Mo 93	<u>Te 99</u>	Ru 106	Ag 108m	Cd 113m	Sn 126	Sb 125	Te 125m	I 129	Cs 134	Cs 137	Ba 133	La 137	Ce 144	Pm 147	Sm 151	Eu 152	Eu 154	Ho 166m	Lu 176	Ir 192m	Pt 193	U 234	U 235	U 236	U 238	Np 237	Pu 238	Pu 239	Pu 240	Pu 241	Pu 242	Am 241	Am 242m	Am 243	Cm 242	Cm 244	-	<p>・記載の適正化</p> <p>・記載の適正化</p>
評価対象核種 (55核種)																																																																																																																																		
H 3	Be 10	C 14	S 35	Cl 36	Ca 41	Mn 54																																																																																																																												
Fe 55	Fe 59	Co 58	Co 60	Ni 59	Ni 63	Zn 65																																																																																																																												
Se 79	Sr 90	Zr 93	Nb 94	Mo 93	<u>Te 99</u>	Ru 106																																																																																																																												
Ag 108m	Cd 113m	Sn 126	Sb 125	Te 125m	I 129	Cs 134																																																																																																																												
Cs 137	Ba 133	La 137	Ce 144	Pm 147	Sm 151	Eu 152																																																																																																																												
Eu 154	Ho 166m	Lu 176	Ir 192m	Pt 193	U 234	U 235																																																																																																																												
U 236	U 238	Np 237	Pu 238	Pu 239	Pu 240	Pu 241																																																																																																																												
Pu 242	Am 241	Am 242m	Am 234	Cm 242	Cm 244	-																																																																																																																												
評価対象核種 (55核種)																																																																																																																																		
H 3	Be 10	C 14	S 35	Cl 36	Ca 41	Mn 54																																																																																																																												
Fe 55	Fe 59	Co 58	Co 60	Ni 59	Ni 63	Zn 65																																																																																																																												
Se 79	Sr 90	Zr 93	Nb 94	Mo 93	<u>Te 99</u>	Ru 106																																																																																																																												
Ag 108m	Cd 113m	Sn 126	Sb 125	Te 125m	I 129	Cs 134																																																																																																																												
Cs 137	Ba 133	La 137	Ce 144	Pm 147	Sm 151	Eu 152																																																																																																																												
Eu 154	Ho 166m	Lu 176	Ir 192m	Pt 193	U 234	U 235																																																																																																																												
U 236	U 238	Np 237	Pu 238	Pu 239	Pu 240	Pu 241																																																																																																																												
Pu 242	Am 241	Am 242m	Am 243	Cm 242	Cm 244	-																																																																																																																												

注) 下線は補正箇所を示すものであり、補正事項に含まない。



美浜発電所1号発電用原子炉施設廃止措置計画変更認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由
一	添付書類六 追補1 IV 第2図 評価地点の 概略図	 <p>第2図 評価地点の概略図</p>	 <p>第2図 評価地点の概略図</p>	・記載の適正化（建物名称の変更）

注) 下線は補正箇所を示すものであり、補正事項に含まない。

美浜発電所1号発電用原子炉施設廃止措置計画変更認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由																												
7-1	添付書類七 1. 廃止措置に 要する費用	添付書類七 廃止措置に要する費用の見積り及びその資金の調達計画 に関する説明書  1. 廃止措置に要する費用  原子力発電施設解体引当金制度に基づく原子力発電施設の解体に 要する総見積額は、第1表に示すとおりであり、1号炉で約 <u>324</u> 億円、2号炉で約 358 億円である。	添付書類七 廃止措置に要する費用の見積り及びその資金の調達計画 に関する説明書  1. 廃止措置に要する費用  原子力発電施設解体引当金制度に基づく原子力発電施設の解体に 要する総見積額は、第1表に示すとおりであり、1号炉で約 <u>323</u> 億円、2号炉で約 358 億円である。	・記載の適正化（端数 処理の変更）																												
—	2. 資金調達計 画	2. 資金調達計画  廃止措置に要する費用は、自己資金及び外部資金を充当する予定 である。  原子力発電施設解体引当金（過年度分を含む。）は、1号炉で約 <u>249</u> 億円、2号炉で約 <u>300</u> 億円である。（平成26年度末現在）  なお、総見積額に対する積立額の不足分は、経済産業大臣から受 ける積立期間の通知に <u>したが</u> い、引き続き積立てを行う。	2. 資金調達計画  廃止措置に要する費用は、自己資金及び外部資金を充当する予定 である。  原子力発電施設解体引当金（過年度分を含む。）は、1号炉で約 <u>323</u> 億円、2号炉で約 <u>350</u> 億円である。（2020年度末現在）  なお、総見積額に対する積立額の不足分は、経済産業大臣から受 ける積立期間の通知に <u>従</u> い、引き続き積立てを行う。	・記載の適正化（最新 の総引当金額に変 更）  ・記載の適正化																												
7-1	第1表 原子力発電 施設の解体 に要する総 見積額	第1表 原子力発電施設の解体に要する総見積額 (単位：億円) <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="2">見積額</th> </tr> <tr> <th>1号炉</th> <th>2号炉</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>施設解体費</td> <td>約 <u>233</u></td> <td>約 <u>257</u></td> </tr> <tr> <td>放射性廃棄物処理処分費</td> <td>約 <u>91</u></td> <td>約 101</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>約 <u>324</u></td> <td>約 358</td> </tr> </tbody> </table>	項目	見積額		1号炉	2号炉	施設解体費	約 <u>233</u>	約 <u>257</u>	放射性廃棄物処理処分費	約 <u>91</u>	約 101	合計	約 <u>324</u>	約 358	第1表 原子力発電施設の解体に要する総見積額 (単位：億円) <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="2">見積額</th> </tr> <tr> <th>1号炉</th> <th>2号炉</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>施設解体費</td> <td>約 <u>232</u></td> <td>約 <u>256</u></td> </tr> <tr> <td>放射性廃棄物処理処分費</td> <td>約 <u>90</u></td> <td>約 101</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>約 <u>323</u></td> <td>約 358</td> </tr> </tbody> </table> <u>※端数処理のため、合計値が一致しない。</u>	項目	見積額		1号炉	2号炉	施設解体費	約 <u>232</u>	約 <u>256</u>	放射性廃棄物処理処分費	約 <u>90</u>	約 101	合計	約 <u>323</u>	約 358	・記載の適正化（端数 処理の変更）
項目	見積額																															
	1号炉	2号炉																														
施設解体費	約 <u>233</u>	約 <u>257</u>																														
放射性廃棄物処理処分費	約 <u>91</u>	約 101																														
合計	約 <u>324</u>	約 358																														
項目	見積額																															
	1号炉	2号炉																														
施設解体費	約 <u>232</u>	約 <u>256</u>																														
放射性廃棄物処理処分費	約 <u>90</u>	約 101																														
合計	約 <u>323</u>	約 358																														

注) 下線は補正箇所を示すものであり、補正事項に含まない。